

食品添加物表示制度に関する検討会

第4回議事録

消費者庁食品表示企画課

第4回食品添加物表示制度に関する検討会 議事次第

日 時：令和元年8月29日（木）13:00～16:04

場 所：田中田村町ビル8階新橋会議室8E

1. 開 会
2. これまでの委員指摘事項に対する回答
3. 食品添加物表示制度の在り方の検討に当たっての論点
4. 食品添加物表示の表示方法の考え方
5. 閉 会

○西島座長 定刻になりましたので、第4回「食品添加物表示制度に関する検討会」を開催させていただきます。

本日の委員の出席状況ですが、御欠席なしとなっております。

事務局から、異動に関する報告をまずお願いしたいと思うのですが、よろしくお願ひします。

○食品表示企画課課長補佐 本日もよろしくお願ひいたします。

ただいま座長からお話を頂いたとおり、事務局の異動に関しまして御報告いたします。

8月1日付で、五十嵐麻衣子食品表示企画課長が着任しておりますので、御紹介させていただきます。

○食品表示企画課長 食品表示企画課長の五十嵐と申します。これからいろいろお世話になります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○西島座長 ありがとうございます。

それでは、カメラのみの方がいらっしゃるようであれば、こちらで御退席をお願いいたします。傍聴登録をお済みの方は、傍聴席へお移りいただきますようお願いいたします。

それでは、続いて、事務局から、本日お配りしている資料の確認をお願いいたします。

○食品表示企画課課長補佐 事務局より資料の確認をさせていただきます。

まず、前回に引き続きまして、本日の検討会資料は、情報共有の円滑化や文書事務の効率化を図る観点から、事前に消費者庁ウェブサイトに掲載しており、傍聴者の皆様には会場で配布をしております。委員の皆様にはのみ資料をお配りして進めさせていただきますので、御理解・御協力よろしくお願ひいたします。

資料の確認です。本日の資料は、

まず、議事次第と座席表。

資料1-1として学校教育関連の文部科学省告示等における食品添加物の取扱いについて

資料1-2として添加物規制に関する国際比較

資料1-3として食品表示に関する国際的ルール

資料1-4としてマーケットバスケット方式による食品添加物の推定一日摂取量の推移

資料1-5として食品添加物表示の検討経緯

まず、ここまでで過不足等ございますでしょうか。

ないようですので、続きまして、

参考資料1として第22回共同会議の議事概要

参考資料2として第22回共同会議の資料

参考資料3として一元化検討会報告書

参考資料4として一元化検討会の中間論点整理の際に実施した意見募集の概要

参考資料5として一元化検討会の際に実施した消費者の意向等調査

ここまでで過不足等ございますでしょうか。

ないようですので、続きまして、

資料1－6として食品表示の全体像に関する報告書の概要

資料2として食品添加物表示制度の在り方の検討に当たっての論点案

資料3として消費者庁説明資料

さらに、上田委員提出の「論点整理にあたっての意見」、武石委員提出の「食品添加物表示制度の論点整理と議論開始にあたって」となっております。

このほか、机上配布資料としまして、昭和62年の食品添加物表示検討会報告書を委員の皆様には配布しております。

委員の皆様におかれましては、資料に過不足や落丁等ございましたら、事務局にお申し付けください。

それから、本日も、この検討会に厚生労働省の医薬・生活衛生局の食品基準審査課から中矢補佐にオブザーバーとして、お越しいただいております。よろしくお願いいたします。

それでは、ここからの進行については、西島座長にお願いしたいと思います。

○西島座長 改めまして、皆様、本日もよろしくお願いいたします。

本日の検討会の進め方ですが、議事次第にありますとおり、ここの議事次第の2に当たります。これまでの委員指摘事項に対する回答について、事務局に説明して頂いた後に、皆様の御意見をお聞きします。

次に、議事次第の3に当たるのですが、食品添加物表示制度の在り方の検討に当たっての論点案について事務局から説明を頂き、委員の皆様は論点整理に関して、御意見を頂くこととしております。

論点整理後、時間の許す限り、具体的な個別論点に関する議論を委員の皆様をお願いしたいと考えておりますが、その前に、事務局から、議事次第の4に当たります食品添加物表示の表示方法の考え方について説明を頂きたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、各々の議題ごとに質問時間をお取りします。上田委員、武石委員からの提出資料については、論点整理に関する事務局説明の後に、説明の時間をそれぞれ5分程度お取りしたいと思いますので、簡潔に説明をお願いいたします。

以上が本日の流れです。

それでは早速、「これまでの委員指摘事項に対する回答」について、事務局より説明をお願いいたします。

○食品表示企画課課長補佐 事務局から、これまでの検討会で御質問・御意見を頂いた点について、御説明いたします。

まず、資料1－1を御覧ください。

第1回検討会で、添加物について、教育の現場でどのような教育がなされているかとの御意見がありました。学校教育ということですので、文部科学省のウェブサイトから引用しております。

まず、中学校の家庭科の指導要領の解説では、加工食品を適切に利用するために、表示を理解して選択できるようにすることや、添加物には基準値が設けられ、安全性が確保される仕組みがあることにも触れるようにと、中学校の家庭科の場合は、こういった記載があります。

それから、高校の家庭基礎の指導要領の解説では、食品衛生を中心に、食中毒や食品添加物について、食品の購入、調理、保存と関わらせて理解し、食生活を安全で衛生的に営むことができるようにする。こういったことを教育するといったことが記載されております。

それから、高校の家庭総合の指導要領の解説では、食品添加物や残留農薬等の基準に触れて、食品の安全性確保の理解ができるようにするといった記載がございます。

こういった指導要領の内容を中心に、各学校におきまして、教育が行われているものと承知しております。

また、学習指導要領ではありませんけれども、学校給食の衛生管理基準にも食品添加物の記載があります。こちらでは、「食品の選定」という項目に、着色料や保存料等、有害もしくは不必要な食品添加物、こういった記載もあります。

資料1-1については、以上です。

続きまして、資料1-2を御覧ください。

添加物の表示制度を議論するに当たって、表示だけでなく、添加物規制等各国の制度の違いを整理した上で議論すべきとの御意見がありましたので、こちらに、日本とコーデックス、それから、米国を比較したものを整理しております。

まず、それぞれの添加物の定義を記載しております。いずれの定義につきましても、何らかの効果が期待されて使用されるものであるといったことが読み取れると思います。

それから、コーデックスでの食品添加物の定義を読みますと、通常は、それ自体を食品として消費することがなく、原材料として使用されることのない物質ということが、明記されています。また、コーデックスでは、栄養に関する物質を定義の中で添加物に含まないというふうに除いておりますので、この資料の中では、この表の中の「栄養目的」のところ、コーデックスのところは「×」としております。

それから、「加工助剤」を表で見えていきますと、コーデックスでは添加物のリストを作っております、そのリストとは分けて、加工助剤のリストを作成しております。そういったことから、この表の中では、「加工助剤として別管理」という表現をしております。ただ、物質によっては、添加物のリストにあるものと加工助剤のリストにあるものが同一の物質もありますので、補足させていただきます。

次に、着色料について見ていきますと、日本では、食品に使用可能な着色料は、食品衛生法で規制しております。一方米国では、着色料に関しましては、食品に限らず、医薬品、化粧品への使用も含めて規制をかけております。添加物の範囲の中ではありますが、色素添加物として別途位置付けられておりますので、この資料におきましては、「色素添加物

として別管理」といった表現をさせていただいております。

次に、香料ですけれども、米国では、一般に安全と認められるGRAS物質という制度がありまして、GRAS物質として管理される香料もありますけれども、添加物として管理される香料もあります。ですので、一応この資料の中では「○」とさせていただいております。

それから、コーデックスにおける香料ですけれども、添加物としながらも、別途、ガイドラインやリストを作成して、取扱いを区別しておりますので、この資料では「香料として別管理」という表現をさせていただいております。

それから、ポストハーベスト農薬ですけれども、我が国では、柑橘類等に使用される防カビ剤は、添加物として扱っていますが、コーデックスや米国では、農薬という扱いをしております。

以上が、日本とコーデックスと米国における、添加物の規制の違いを示した資料の説明です。

続きまして、資料1－3を御覧ください。

添加物表示を議論する上で、国際的なルール、特にコーデックス規格がどのような位置付けかという御指摘がございました。関連するものを資料としてまとめております。

食品表示に関する規制を検討するに当たっては、WTOの貿易の技術的障害に関する規定（TBT協定）を考慮する必要があります。そのTBT協定の中では、この資料の向かって左側の中央あたりを御覧ください。2. 4に関連するところがあるのですが、強制規格を必要とする場合の対応として、国際規格又はそれに関連する内容は、強制規格の基礎として用いる。こういった記載があります。

ただ、コーデックス規格はあるのですが、各国が国内法で独自の食品表示基準を作ることは可能です。ただ、そういった場合、例えば貿易上の障害が生じたような場合は、その裁定におきましては、コーデックス規格が優先されることは留意しておく必要があります。

また、表示につきましては、TBT協定が関係してくるのですが、添加物そのものの使用の規制、こういったところになりますと、「衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS協定）」が対象となりますので、参考までにこちらには載せておりますけれども、説明は割愛させていただきます。

続きまして、資料1－4を御覧ください。

食品添加物の推定一日摂取量の調査結果につきましては、第1回検討会でも提示させていただきましたけれども、摂取量の推移等が分かるように過去のデータをまとめた資料を用意してほしいという御意見がございましたので、厚生労働省と、それから、一部、日本食品化学研究振興財団のウェブサイトに掲載されているデータから、経年比較できる項目を選んでまとめてあります。

1枚おめくりください。

調査の背景、それから、調査方法、こういったところは第1回目の検討会の中でも触れ

ておりますので、このページの説明につきましては、割愛させていただきます。

1枚おめくりください。

こちらの資料は、甘味料の推定の摂取量です。甘味料につきましては、平成14年度、18年度、22年度、23年度、27年度に調査が行われております。例えば、この表でいうと、アセスルファムカリウムについて、平成14年度で見ますと、一人一日当たり0.74mgを摂取していると推定されております。アセスルファムカリウムのADIは、体重1kg当たり一日15mgとされております。ですので、成人の平均体重の50kgで考えた場合、一日当たり750mgまでは許容摂取量ということになります。

この推定摂取量である0.74mgと一日の許容摂取量750mgを比較して、百分率で示した値が括弧で示している0.10%という数値になります。この表を横に見ていきますと、平成18年度が0.57(0.08%)、以下、表のとおりとなっております。経年比較しても、それほど量の増減はないような状況です。

1枚おめくりください。

こちらの表は、酸化防止剤、それから、プロピレングリコール、リン酸塩類について調査した結果を示しております。表の内容について、例えば、リン酸塩に関しましては、リンとしての値、添加物として使わなくても、もともと食品の中に含まれるものでもありますので、ADIではなくて、MTDIという形で示されております。それ以外のところだと、表の見方等は甘味料と同じになりますので、説明は割愛させていただきます。

1枚おめくりください。

このページでは、着色料と保存料を示しています。こちらについても、表の見方につきましては、甘味料と同じになりますので、説明は割愛させていただきます。

1枚おめくりください。

今までのデータは、成人の体重で言うと、50kgから平均体重でいうと58kgとか、そういった方を対象としておりましたけれども、1～6歳、子どもにおける摂取量も調査されておりますので、こちらも参考までに掲載しております。

以上で、資料1～4の説明は終わりにさせていただきます。

続きまして、資料1～5を御覧ください。

第1回の検討会で、食品添加物表示制度をめぐる事情、この資料を事務局から提出させていただきました。その資料の中でいきますと、平成元年以降の食品添加物表示制度の検討に関するものが全くないという御指摘もありましたので、平成元年以降の検討状況、こういった資料についても提出すべきという意見に基づいて、この資料を作成しております。

1枚おめくりください。

公表されている資料をベースとして、平成元年以降これまで、食品添加物表示制度について、実質的な議論がなされている場が2つありました。

1つ目は、食品表示法が制定される前になりますけれども、農林水産省と厚生労働省が共同で実施していた「食品の表示に関する共同会議」です。この共同会議というのは、農

林水産省と厚生労働省、それぞれの表示制度に基づく表示項目だったり、表示の内容が、それぞれの省ごとに決定される仕組みであることから、整合性が取れていなかったり、用語や定義の統一性に欠けている。こういった御指摘を受けたことや、消費者、事業者等関係者を交えた場で、期限表示の用語の統一など、具体的検討を行っていくことが必要である、といった提言がなされたことを踏まえまして、食品衛生法、JAS法に共通する表示項目、表示方法等について、検討を行うことを目的として、平成14年12月から平成21年8月まで計45回ほど開催されております。そのうち第22回におきまして、添加物の表示が議論されています。

それから、もう一つは、平成23年9月～平成24年8月にかけて開催された「食品表示一元化検討会」で、その報告書に添加物表示に関する記載がありますので、そちらをまとめております。

1枚おめくりください。

始めに、第22回の共同会議についてですけれども、この第22回の共同会議の趣旨としては、表示制度を変えることが目的ではなく、当時の現状と諸外国との制度を比較した結果を報告したものです。こういった位置付けでこの会議は行われております。その会議の結論について申し上げますと、我が国の表示制度は、米国、EU、コーデックスと同じような制度になっており、直ちに改善しないと問題があるというものではなさそうだといった結論がなされております。

この内容につきましては、お配りしております参考資料1の議事概要を参考に作成しております。

また、参考資料2の最終ページに、添加物表示の国際比較が示されております。この国際比較の中では、一括名表示だったり、用途名表示の表示方法に違いがある、そういった記載のほか、日本やアメリカでは文字サイズまで規定されていること、EUでは文字サイズは規定されていない、そういったことが示されております。

参考資料1と2に関する具体的な説明につきましては、この場では割愛させていただきます。

資料1－5の2ページ目にお戻りください。

共同会議の中で挙げられた当時の課題を示しております。

例えば、当時、JAS法で、添加物は重量の多い順に表示している食品が一部ある。こういったことが挙げられています。

それから、JAS法では、食品素材と添加物を分けて表示している。こういったことが課題として挙げられております。重量順に表示すること、それから、添加物と食品素材（原材料）を分けて表示すること。この2つにつきましては、食品表示法に基づく食品表示基準を策定した際に、双方、横断的な表示方法として既に規定されておりますので、この当時の共同会議で挙げた課題につきましては、解決済みという状況でございます。

1枚おめくりください。

次に、食品表示一元化検討会の報告書の概要について、説明させていただきます。

この概要において、食品添加物という言葉自体は記載されていないのですが、添加物の表示を含めまして、新たな、食品表示制度の考え方、表示全般に関わる部分が示されております。向かって左側の中段辺りになりますけれども、「新しい食品表示制度の在り方」として、安全性確保に係る情報の消費者への情報提供を最優先とし、これと併せて、商品選択の判断に影響を及ぼす表示事項を位置付けること等が記載されております。

それから、「義務表示事項の範囲」として、表示の義務付けは、表示により情報が得られるというメリットと、表示に要するコストというデメリットを、消費者にとってバランスさせることが重要ということであったり、新たな義務付けを行う際は、優先順位の考え方を活用するといったことがまとめられております。

1枚おめくりください。

先ほどの資料は一元化検討会報告書の概要版ですが、実際の報告書の中に、添加物表示に関する記載がありましたので、その部分をまとめたものがこちらの資料となります。報告書そのものは、参考資料3として配布しているものです。

報告書の中では、「義務表示事項の範囲」の「基本的な考え方」がございまして、その中に、安全性に関わらない表示事項の義務付けを検討する場合には、個々の消費者によって重要性が異なることに留意することが記載されております。

また、表示するためには相応のコストがかかり、食品の供給が制約され、必ずしもそのような情報を求めている消費者が利便を受けることが困難になり、負担が増加するおそれがあることも記載されております。

添加物の表示を例としてパブリックコメントの意見どおり、全ての情報を容器包装上に表示する義務を課すと、見やすさが低下するおそれやコスト上昇のおそれがあるので、表示事項間の優先順位や容器包装以外の媒体を利用することを検討することについて、この報告書の中で記載されております。

実際に、中間論点整理の中で、意見募集を行っておりますけれども、その結果につきましては、参考資料4として、皆様に配布しております。その中で、一括表示など、分かりにくい表示についての見直しだったり、番号による表示だったり、それから、“無添加”、“不使用”表示の規制、そういった意見が寄せられております。

参考資料3と4、それから、一元化検討会の時期に実施した消費者意向調査の結果である参考資料5、これらにつきましては、説明は割愛させていただきます。

以上が、資料1-5の説明となります。

続きまして、資料1-6を御覧ください。

本検討会の第1回におきまして、消費者委員会食品表示部会で、食品表示の全体像について検討がなされていることをお伝えしましたが、8月15日に、その検討結果を取りまとめた報告書が公表されました。その報告書の概要を資料として提示させていただいております。

食品表示の全体像に関する検討は、義務表示事項追加に伴って文字数が多くなっていることや、今後、さらに義務化される表示が増えれば、状況は深刻化して、消費者が安全性に係る表示を見落とす可能性もある。こういった付帯意見が原料原産地表示を全ての加工食品に義務付けする検討を行った際に頂いておりますけれども、その付帯意見を背景として、表示の分かりやすさだったり、容器包装に限らずインターネットを利用した情報提供、こういったことを中心に、表示の全体像に関する議論がなされております。

それから、その議論の中で、課題として、表示が十分に活用されていない状況だったり、文字サイズや情報量に起因する見づらさへの不満、こういった課題が示されております。

一方で、その見づらさへの不満のほか、より一層の表示の充実を求める、こういった意見も課題として提示されております。

この報告書の中で、結論としましては、表示事項間の優先順位を付けて、その優先順位によって、容器包装に表示するのか、あるいは、別の媒体を使用するのかといったことは、現時点では慎重であるべきといった結論がなされております。また、インターネット等、ウェブによる食品表示といったことについても課題が多いということで、継続して検討を行う、こういった結論が示されています。

そして、最後に、今後に向けた提言としまして、一括表示について、科学的なアプローチに基づく調査とウェブによる表示の現状を把握する調査が必要という提言がなされており、必要な調査を行った上で、検討を続けていくという方向性が示されています。したがって、この全体像に関する議論は、今後も続けられると考えております。

以上で、これまでの検討会の御意見・御指摘に関する資料の説明を終わらせていただきます。

○西島座長 ありがとうございます。

それでは、資料につきまして、御質問、御意見等がありましたら、一つずつお聞きしますので、よろしくお願いします。

資料1-1について、何かありますでしょうか。

では、坂田委員。

○坂田委員 私は、中学校の消費者教育に関わっていることから、学習指導要領についても学ぶ機会がありまして、若干、補足をさせていただければと思います。

この資料に書かれているのは、平成29年告示の学習指導要領の添加物に関する内容ですが、それまでに比べてかなり進んだと感じています。その進んだと感じられる部分は下線が引いてあるところです。実は、学習指導要領は10年ごとに改定されるので、その前の平成20年告示を見てみましたところ、同じ部分の表記につきまして、加工食品については、表示を理解して、良否を見分け、よいか否かですね、そういう記述になっています。ですから、例えば、添加物の数の少ないものを選びましょうというような指導もあり得ると思います。

資料1-1にあります平成29年告示の内容が教科書に反映されるのは実は2021年度です

から、今のところが教科書でどんな記述になるのかは分かりませんが、添加物への理解が進むのではないかと思います。

それから、平成29年度告示で、新たに入ったと思われる部分ですけれども、例えばこういう記述があります。「献立の改善方法については、コンピュータなどの情報手段や料理カード、デジタル教材などを活用して調べたり云々」とあります。学校現場では、インターネットを活用する環境が整ってきたことから、添加物についても、ウェブを使って調べるということもあり得ると思いますので、情報提供は非常に重要になってきていると考えます。今後の審議でも、その点を念頭に置いていただければと思います。

以上です。

○西島座長 ありがとうございます。

浦郷委員。

○浦郷委員 ありがとうございます。

今お話があったように、学校教育の現場というところでは、添加物は危険という、かなり昔の認識のまま指導をしている教師もいるという話を聞いていたのですけれども、今回、平成29年と30年にこの指導要領が改定されたということで、反映されるのはまだ先のですけれども、これによって添加物に関する正しい理解が進んでいって、その指導する方にとっても正しい理解が進んでいくのだなということで、これは本当に評価したいと思います。

ただ、この一番下の学校給食のところの管理基準は、いまだに、「有害な」という言葉がありまして、学校給食の現場では、いまだに、添加物に対して正しい理解がされていないのではないかと思います。それは、こういう基準が残っているからということで、平成21年のものですが、どうしてこういう言葉が残ってしまったのかというのはちょっとよく分からないのですけれども、私は、この基準も早急に見直していただきたいと思います。これを文科省に見直してもらうには、消費者庁あるいは厚労省から何か働きかけをしたほうがよいのか。それとも、もし、あれなら、ここの場に文科省の方に来ていただくのがいいのか、そこら辺は私はよく分かりませんが、この基準を見直していただいて、学校給食の現場にも、食品添加物に対する正しい理解をしてもらいたいなと思います。見直してもらうにはどうしたらいいのかということも、ちょっと皆さんにもお聞きしたいなと思います。

○西島座長 ありがとうございます。

有田委員どうぞ。

○有田委員 今、質問が出た箇所の確認です。

この「食品の選定」のところの「有害若しくは不必要な着色料」の有害というのは、添加物が有害という意味で書かれているのか、若しくは、有害な食品は扱わないように気をつけましょうという表現をしているのか。確認をさせてください。

○西島座長 これは、文科省の方でないとお答えできないと思うのですが、ストレートに

読むと、やはりおかしいですね。

○有田委員 そこは文科省の方がいないのでお答えできないと、分からないということではなくて、これを資料に出された以上は確認をして回答して頂きたいです。ここは、加工食品の添加物の議論の場で、食品添加物について、第1回で各委員から出されたそれぞれの質問や意見を受けて出されたペーパーです。それに対して、ここの本質の議論ではないところの意見でも、同じように、改めて、確認して、回答をしていただく事は必要だと思います。意見は、「有害」という表現を削除しなければ添加物が有害であると誤解されるので改善をしてほしいという意見であったと思います。しかし、ここで取り上げる内容ではないというふうに思います。

○西島座長 事務局として、いかがでしょうか。今、即答するという事はあり得ないと思うのですが。

○食品表示企画課長 貴重な御意見、どうもありがとうございます。

座長がおっしゃったように、ここの解釈については、この告示を所管している文科省に確認をしないとイケませんので、また、確認して、御連絡をしたいと思います。

一方で、ここでこのような意見があったということは、文科省の方とも共有したいと思っております。

○西島座長 ありがとうございます。

ほかはよろしいですか。

どうぞ。

○武石委員 今回の整理の前提としては、リスコミとか、添加物についての消費者の普及啓発の一環として、この教育の問題が出ていると思います。

実は、もう少し視点を変えると、食育という中で、この添加物の問題をもっと考えていてもいいのではないかという視点もあると思うのですが、幸い、食育の推進会議のメンバーである有田委員が入っておられますし、あと、全国消費生活相談員協会の会長の方も確か委員になられていると思いますので、先ほどの告示の問題点とか、食育推進基本計画の中で、この添加物をもっときちんと位置付けて、普及啓発していくことについて、これから、食育推進基本計画の見直しは若干先だとは思いますがけれども、現状の分析の中で、ぜひ、そういった場でも発言をしていただけると、サポートになると思いますので、よろしくをお願いします。

○西島座長 ありがとうございます。

あと、よろしいでしょうか。

森田委員どうぞ。

○森田委員 地方自治体の学校給食の栄養士の方に講演をさせていただいたことがあります。食品の安全性ということで、添加物とか、輸入食品についてお話をしたところ、添加物に関しては、やはり安全性はとても懸念があるというような意見を頂きました。それがどこから来るのかなというのをずっとお話をしていくうちに、学校給食というのは、家庭

の中にあるいろいろな食材を使って提供する。そういうことからすると、食品添加物はやはり使いたくないというような強い思いがあったということです。

そのときに私が申し上げたのは、学校給食でそれができるといことと、それから一般的に流通しているものが全部そういう風に手作りで食べられるわけではないので、安全性は別に考えた方がいいのではないかというお話をしたのです。そういう学校給食の方々のバイブルというか、そこでこういう風にかかれていて、そのような意見はやむを得ないのかなと思っていたところです。

ですから、今回、このような資料の中に入れていただいたということで、浦郷委員がおっしゃるように、どういう経緯でこのようになっていて、そして、この「有害」がどこにかかるのかということも含めて、お聞きできればと思います。

○西島座長 ありがとうございます。

ほかにもありますので。あと、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、資料1-2について、御意見がある方はいらっしゃいますでしょうか。

どうぞ、有田委員。

○有田委員 資料1-2にこのような比較を出していただいてありがとうございます。

実は、どういう議論が今回最終的な結論になるかは別にして、私はコーデックス連絡協議会に委員として関わっております。日本も農水・厚労省含めてコーデックス委員会に出席し議論しているという現在の状況を考えますと、少なくとも議論途中のものではない添加物はコーデックスに合わせていくというのが必要ではないかというような思いもあります。この定義の中に、例えば「汚染物質」又は」という風に、先ほどの「有害な」という表現と近いと私は解釈するわけです。そういう風に読み込んでいくと、それぞれ各国共通ではないと書かれていますけれども、全く違うわけでもない訳です。ただ、大きく違うのは1つだけ、ポストハーベスト農薬です。以前から消費者団体は言っていましたが、80年代にポストハーベスト農薬がいろいろ懸念された中で、日本だけが食品添加物の中に入れているということを見直さなければいけないのではないかと考えています。消費者が添加物と考えている物との違い、それを添加物の中に入れているところについては、やはり表示にも関わってきますので、これは農薬として考えるべきではないかということ意見を意見として発言しておきます。

○西島座長 現場では、同じ物質が農薬としても検査されています。サンプリングのところで違うところが悩ましいところがありますが、両方で検査しておりますね。

ほかにもありませんでしょうか。

どうぞ、武石委員。

○武石委員 資料の整理ありがとうございます。

この定義だけ見ても、有田委員のおっしゃるように、今、日本とコーデックスはかなり違いますし。あと、それ以上に、添加物について言うと、使用基準について、例えば、添

加物ごとに制限があったりなかったりとかですね。あと、添加物番号自体も、日本とコーデックスは結構違ったりとかですね。添加物自体について、もう少しきめ細かく国際比較などをして、もう少し制度を見た方がいいのではないかなと思ひまして。本日、委員でいらっしゃる上田さんのところは、コーデックスの専門家がいらっしゃいますので、一度コーデックスの視点で、添加物自体で、日本とコーデックス、あるいは、外国の制度がどうなっているかというのを、もう少し子細に、参考として勉強をした方が、今後の表示の議論に役立つと思ひますので、ちょっと提案をさせていただきたいと思ひます。

○西島座長 ほかにありませんでしょうか。

なければ、次に進ませていただきます。

では、資料1-3についていかがでしょうか。

1-3はよろしいですね。ありがとうございます。

それでは、1-4について、お願いします。

どうぞ。

○武石委員 マーケットバスケット調査は結構長い期間やられているのですが、この間に、調査の点で、数値に問題があったような事例があったのかどうかで、ちょっと長い調査なので、そこら辺を確認したいというのと。

このマーケットバスケット調査の考え方として、分かりやすく言うと、人が平均的に喫食するモデルみたいなものを描いて、それに該当する食品を選んできて、その中の添加物を調べていくのかどうかとか、マーケットバスケット調査自体の設計について、あまりコメントがないので分かりにくいのですけれども、そこら辺、もし分かれば、分かりやすく説明していただければと思ひます。

○西島座長 佐藤委員、一言。

○佐藤委員 これは、厚生労働省からの委託事業ということで、経年的にやっているものです。

食品添加物の中で、全てを分析するのは労力的にもなかなか難しいので、使用基準があるものや、国民の関心の高いものを中心に調査を行っています。数字に問題があったような事例というお話ですが、特に異常値が出たということは、これまでなかったと記憶しております。

喫食のモデルですけれども、これは、ここにも書いてありますように、国民栄養調査とか、同様の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書で、いろいろな食品を全部一人でどれぐらい食べているのかというのを集計して、食品ごとの平均的な摂取量を求めているのですけれども、食品添加物の摂取量調査では、200~300種類の食品を、飲料類、穀類、いも類、魚介・肉類、野菜類など7群に分けて、主に、同類のものを一緒に混ぜることによって分析しやすいということで7つに分けているのですけれども、一つ一つの食品については一日に平均どれぐらい食べるという数字が国民栄養調査のデータから分かるので、一つの群の中に含まれる食品を食べる割合によって混ぜ合わせ、群ごとに分析して、

その中に入っている食品添加物の含量と、実際に一日に食べる食品群の総量を掛けて、群ごとの食品添加物摂取量を1～7群でそれぞれ出して、それを足したものが、結局、ここに出ています食品添加物の喫食量ということになります。この調査は、北海道から沖縄まで全国6カ所で、同じように食品を購入し、それぞれ食品群を調製して、6～7機関で、対象とする添加物を分析するという方法を採用しているという調査になります。

ということで、よろしいでしょうか。

○西島座長 他によろしいですか。

中垣委員どうぞ。

○中垣委員 非常に細かいことで、例えば3ページのプロピレングリコールを見てみると、平成20年度が13.7(1.10%)、平成25年度が14.1(0.96%)というように、実数とパーセンテージが逆転している。その下のリン酸塩類も同じ。あるいは、5ページの安息香酸も、数字とパーセンテージが逆転しているところが幾つかあるのですけれども、ADIが変わったり、あるいは、これは平均体重となっていますが、その体重が変わっているのか。いずれにしても、ADIに比べて非常に低いところの細かい数字の問題ですから、ここでどうのこの言う気はありませんけれども、教えていただければありがたいなということで、一言だけ申し上げました。

○西島座長 佐藤委員どうぞ。

○佐藤委員 平均体重ですけれども、昔は、日本人の平均体重は50kgと言われていたので、50で計算をしていたのですね。ただ、この調査というのが、小児から成人まで4年齢層群で分けて調査をしている関係で、これは成人の喫食量を基にしたデータなので、ADIとの比較では成人の体重58.6kgとかそういった数字を使うことにしました。ADIは、体重kg当たりなのです。その換算のところで、体重を50kgにするか58.何キロで計算するかというので、ちょっと逆転というのが生じてしまっているということになります。

○中垣委員 ありがとうございます。

○西島座長 よろしいでしょうか。

ほかにありませんでしょうか。

あと、いっぱいありますので、次に行きたいと思います。

資料1-5について、いかがでしょうか。

どうぞ、森田委員。

○森田委員 共同会議のときに、諸外国では、食品素材と添加物を分けていないというところが一番の違いだという風にありました。その後の、「食品表示一元化検討会」の意見の中でも、添加物と食品を分けなくて、海外と同じように、順番にやってはどうかという意見があったかと思います。

その後、食品表示法が出来て、食品表示法の中では、食品と添加物の区分、原材料と添加物の区分ということがはっきりしました。食品表示法が出来たことで、分けて表示をするということがこれから難しくなっていくのかなど。分けて表示をすることを検討するこ

とが、食品表示法がその後出来たことで、ちょっと難しくなったのかなとは思っていますが、この当時は、分けて表示をするかどうかということ、一元化検討会の中でも、分けなくて表示することを検討するというところに割と積極的な発言もあったと思っております。

○西島座長 ありがとうございます。

ほかにありますか。

それでは、資料1-6について、お願いいたします。

武石委員どうぞ。

○武石委員 資料1-6の表示の全体像のところは、報告書も出されて、消費者委員会でも承認されたということなのでしょうけれども、最終回の取りまとめのときに、センター代表の委員からは、取りまとめの仕方に不満であるというような意見書を出させていただきました。

というのは、先ほどのこの一元化検討会報告書の中で、優先順位の議論とか、義務付けについての一定の整理がされているはずなのに、それについてはあまり深い議論をすることもなく、両論併記みたいな形で、優先順位については当面難しいみたいな整理をしたりとかですね。見やすさ、分かりやすさのところについても、諮問についてきちんと答えていないのではないかとといったような視点で、そこが不満であると表明をさせていただきました。

この検討会では、そういった全体像の議論にとらわれることなく、一元化検討会も、先ほどの結論も踏まえながら、冷静に、例えば優先順位についてどう考えるのかとか、表示のスペースの問題というのを、改めて、この検討会として整理した上で、議論をしていくべきではないかなと思います。

○西島座長 ありがとうございます。

ほかにありませんでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、次に、議事次第の3「食品添加物表示制度の在り方の検討に当たっての論点」ということでいきたいと思いますが、よろしく申し上げます。

○食品表示企画課長 それでは、資料2について、事務局から説明させていただきます。

前回の検討会で、事務局から、現行の添加物表示制度は、容器包装の表示可能面積がおおむね30平方センチメートル以下の場合、省略が可能であること、それから、法第6条第8項に基づく回収など命令の対象ではないことから、安全性のための表示ではなく、消費者の自主的かつ合理的な選択のための表示制度であることを説明しました。委員の皆様には、このことも踏まえた上で、論点案について説明をお聞きいただきたいと思います。

では、資料2を御覧ください。

こちらは、前回までに実施をさせていただきましたヒアリング結果と第1回の検討会で委員の皆様から頂いた御意見も参考に、事務局において、論点整理の案として御用意させていただいたものでございます。

1枚めくってください。

まず、1ページですけれども、「論点の整理」ということで、本検討会実施の背景と、これまでの検討会で意見が多かったものを中心に5つ上げております。

論点1は、一括名表示

論点2は、添加物の使用用途に関する表示

論点3は、添加物を使用していない、いわゆる「無添加」といった強調表示

論点4は、栄養強化目的でを使用した添加物の表示

論点5は、消費者への普及、啓発

についてです。

次のページから、この5つの論点を案とした背景を示しております。

1ページおめくりください。

まず、論点1として、一括名表示の在り方についてです。

お配りしております参考資料3の一元化検討会報告書には、一元化検討会の中間論点整理の意見募集で、意見が多かった事項について、別途、検討会の場を設けることとしており、これを基に、本検討会が実施されているものです。

一括名表示については、食品表示一元化検討会の中間取りまとめにおけるパブリックコメントにおきましても、一括名表示に関する意見は挙がっております。現在の表示基準では、使用した添加物は、原則、物質名で表示するわけですが、複数の組合せで効果を発揮するといった14の用途に対しての添加物については、まとめて表示することが可能であることを、食品表示基準で規定しています。

これについての意見ですが、まず、消費者関係ヒアリングなどでは、物質名では消費者に伝わらず、一括名表示が分かりやすいといった意見もあれば、その正反対で、一括名表示では分からないので、個々の物質名を表示してほしいという意見がありました。

また、事業者関係のヒアリングでは、一括名表示は分かりやすいので、現状維持を望むという意見、それから、将来的には、国際ルールも見据えて意識するといった意見もありました。

これまでの意見も参考に、一括名表示の在り方について、委員の皆さんに御議論いただければと思います。

1枚めくってください。

論点2として、用途名表示の在り方を上げています。

用途名表示は、食品表示基準において、8種類の用途で使用した添加物について、その表示が求められています。

これまでのヒアリングでは、消費者関係のヒアリングでは、どのような目的で添加物が使用されているのかを知りたいのではないかとといった意見がありました。

また、事業者からは、現行の制度が分かりやすいという意見もあれば、どのような目的で添加物が使用されているのかを知りたいのではないかとといった意見も両方ありました。

添加物がどのような目的で使用されているのかを表示することについて、委員の皆さんに御議論いただければと思います。

また、1枚おめくりください。

3つ目の論点として、「無添加」、「不使用」といった強調表示の在り方を上げています。

これについては、これまでの3回の検討会で最も多く意見が出ているものでございます。また、一元化検討会における意見募集の中でも、「無添加表示に関するもの」というものもあります。食品表示基準第9条では、「実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語」の表示を禁止しております。

また、添加物ではありませんが、強調表示については、糖類、ナトリウム塩において、食品表示基準第7条の基準を満たす場合に、その表示を可能としています。

さらに、運用として、添加物に関する「不使用」、「無添加」表示をすることについて、Q&Aで示しているところです。

1枚おめくりください。

この論点に関してですが、意見としては、消費者からは、「無添加」表示は誤認を招くから禁止すべきという意見、添加物を使用しない事業者も存在しているといった意見、規制の前に、現行制度の適切な運用が必要などといった意見がありました。

また、事業者関係のヒアリングからは、「化学調味料」という言葉も含め、「無添加」表示は禁止すべきという意見、消費者の誤認を生じさせない明確なルールが必要といった意見がありました。

それから、先ほどお示ししましたQ&Aの廃止を望む意見も寄せられています。

消費者の誤認を招くといった意見がある、この「無添加」などの強調表示の在り方について、御議論いただければと思います。

1枚おめくりください。

論点4として、栄養強化目的で使用した添加物の表示を挙げています。

栄養強化目的で使用した添加物は、特別用途食品や機能性表示食品といった、特別配慮が必要な食品を除き、その表示を要しないとしています。

ただ、元々JAS法で個別の食品ごとに定めていた品質表示基準において、例えば、農産物漬物、ジャムなどは、栄養強化目的で使用した添加物も表示をすることが規定されており、食品表示法における食品表示基準においても、同様に、これらについては表示を求めているところです。

これに関しての意見ですが、消費者関係のヒアリングでは、意図的に使用した物質は表示すべきという意見や、食品によって栄養強化目的で使用された添加物の表示が省略できなかったり、できたりということは、消費者にとっては分かりにくいのではないかという意見がありました。

また、事業者関係のヒアリングでは、添加物の表示制度全体について現状維持が望まし

いといった意見もありました。

この栄養強化目的で使用した添加物の表示の在り方について、御議論いただければと思います。

また、1枚おめくりください。

最後の論点として、食品添加物表示の普及・啓発を上げております。

消費者庁で行った意向調査では、表示以前の食品添加物そのものが、国に使用を認められているものだけが使用されていることを知らないという方が6割以上いたといった結果が出ております。これまでの検討会において、それから、先ほども、食品添加物の安全性や必要性についての消費者教育が必要といった意見もありましたので、どのようなやり方が効果的なのかも含めて、普及・啓発といった消費者教育について、御議論いただければと思います。

以上の5つを、事務局からの整理ということで、御提案をさせていただきますので、まずは、こちらの論点でよろしいかどうかを御議論いただきたいと思っております。

事務局からは、以上です。

○西島座長 ありがとうございます。

前回もお話ししましたとおり、本日、これを検討会でどのような項目について議論していくか、その検討をすべき項目と論点を、まず事務局の方で整理していただきました。それを踏まえて、検討をしていくといいのではないかと考えております。

続いて、その前に、上田委員と武石委員から資料が提出されておりますので、この説明をお願いしたいと思うのですが、まず、上田委員からよろしく願いいたします。

○上田委員 上田です。資料を提出させていただきましたので、説明をいたします。意見書という形にさせていただきました。御覧ください。

これまでの検討会での要望や意見を踏まえて作成いたしました。4点ありますけれども、3点目と4点目を中心に説明させていただきます。

1点目の意見は、食品添加物表示制度の現状を十分に検証すべきとのものです。現制度の定着状況、表示の見やすさ、分かりやすさ、表示量を増やした場合の食品表示事項全体の視認性に対する影響について、十分な検証を行うべきものでございます。

2点目は、食品事業者の実行可能性につき十分に検討すべきとのものです。中小事業者も含めて食品事業者の実行可能性について、十分検証をすべきと考えます。

3点目ですけれども、食品添加物に係る無添加・不使用表示の禁止を論点にすべきというものでございます。無添加・不使用表示は、食の安全確保に対する取組についての理解を妨げており、食の安全を脅かしているものと考えます。

また、表示の対象が不明確な場合があったり、当該食品中に他の食品添加物が使用されていない、食品添加物の使用量が少ない、同一物質が含有されていない等の消費者の方々の様々な誤認につながっていると考えられます。弊害が非常に大きいため、禁止とする前提で検討を行うべきと考えます。

4点目は、行政によるリスクコミュニケーションと情報提供の在り方を論点にすべきというものでございます。消費者意向調査によれば、64.2%の方々が、国により認められたものが食品添加物として使用されているということを知らないという結果になっております。食品添加物のリスク評価やリスク管理の仕組みについての理解促進が重要な課題と考えられます。

ここで、参考資料①を御覧ください。6ページありますけれども、食品添加物の現在のリスク評価の仕組みを、日本食品添加物協会でもとめたものを示させていただきました。協会が啓発活動に使用している資料でございます。

2ページ目には、食品安全基本法と食品衛生法を抜き出してあります。厚生労働大臣に認められたものしか流通してはならないとされております。

3ページにありますように、食品安全委員会では、安全性評価指針を定めております。また、厚生労働省におきましては、この指針の内容に加えて、有用性評価も指針の内容に加えております。

4ページ目にあるように、安全性の評価の際には、多くのデータが必要とされております。例えば、事業者が食品添加物の新規指定を申請する際には、膨大な資料が要求されております。現在、新規指定に当たっては、このように慎重に審議がされる仕組みとなっております。

5ページは、食品添加物のリスク管理の状況を食品中の成分や医薬品と比較した図でございます。どのような物質でも、量が多ければリスクがあり、量が少なければリスクがないとみなすという基本的な考え方です。この図は、食品添加物についての啓発上、非常に重要なものと考えております。食品添加物は、健康影響が出ない範囲で使用が認められております。無添加・不使用表示は、この図に示されているようなリスク分析の考え方の理解を妨げる、まさに食の安全を脅かす表示だと考えております。

6ページには、現在のリスク評価、リスク管理の体制を示しました。申し上げるまでもなく、本検討会に参加されている委員の多くの方も何らかの形でこの体制に関わっておられます。

意見書に戻らせていただきます。

(2)の部分でございますが、第1回の検討会におきまして、食品添加物についての理解促進に向けた教育が必要との意見が複数の委員より出され、また、学校教育における表示教育の強化が必要であるとの意見もありました。第2回の消費者ヒアリング、第3回の事業者ヒアリングにおいても、食品添加物の有用性・安全性の普及・啓発が課題であるとの意見が提出されております。

学校教育におきましては、表示制度についての教育も重要と思われませんが、食品添加物の必要性及び国により認められたものしか食品添加物として使用されていない旨についても、教育が必要と考えます。

参考資料②として、「学校給食衛生管理基準」を示させていただきます。先ほども意見

がございましたけれども、改めて、示させていただきます。

有害若しくは不必要な食品添加物は流通させないという現在の国の取組に対し誤認を招く基準となっており、教育現場でのリスクコミュニケーションや情報提供及び自治体の学校給食関係者の取組に大きな影響を及ぼしていると考えられる指導例でございます。

意見書の（３）に戻ります。

食品添加物表示制度の見直し以前の課題として、行政によるリスクコミュニケーションと情報提供の在り方を論点に上げ、学校教育における普及・啓発、事業者による情報提供も含め、幅広い観点から、食品添加物についての普及・啓発の手段について議論すべきと考えます。議論に際し、リスクコミュニケーションの現状と課題、学校教育における食品添加物についての情報提供の現状につき、食品安全委員会と文部科学省の関係者からヒアリングを行い、各省庁の連携による取組につなげていただくことを提案いたします。

以上で、説明を終わります。

○西島座長 ありがとうございます。

それでは、引き続き、武石委員にお願いいたします。

○武石委員 私の方からも、資料に基づいて、簡単に説明させていただきます。毎回、意見を提出させていただいておりますので、重複する点があるかとは思いますが、論点整理に当たって、気になったところを整理させていただきました。

1番目は、「現在の制度の十分な検証が必要」ということで、今回、いろいろな関連資料を説明させていただきました。それぞれ資料に即して課題等が出てきたと思いますが、そういったものをしっかりと受けとめた上で、現状の制度についての検証が必要だと思っております。

特に、一番最後の段落に書いてございますが、消費者庁のアンケート調査も含めて、様々な意見が出され、消費者の現行制度へのニーズについては、後ほど出てくる3にも掲げるとおり、今回の検証のポイントにもなりますので、今回の議論の中で丁寧に整理する必要があると思っております。

それから、「食品表示全体を見通した議論が必要」ということで、これにつきましては、別添資料を付けさせていただきました。前回出しました、提出資料の一番最後の横の図になりますけれども、「頻繁に行われる食品表示制度の改正」で、前回改正の4つの柱に沿って整理させていただきましたが、その後、黄色で書いてございますように、アレルギー表示対象食品の追加が近々行われる。あるいは、もう既に、通知が出されましたが、製造所固有記号申請が前倒しになるといったところで、食品添加物表示制度の検討に当たっても、さらに、様々な制度改正が並行して行われる。こういう、事業者にとっては、制度改正が本当に頻繁に行われて、見通しが立てにくいという状況の中で、今回のこの表示制度全体が動いているのだという状況をぜひ御確認いただきたいと思っております。

こういった点で、実際に、今後議論するに当たっては、こういった事業者の頻繁な制度改正という現状を踏まえた、例えば経過期間措置の考え方とかそういったものについても、

しっかりと整理していただきたいと思います。

それから、次のページを見ていただきますと、3の「食品添加物表示制度についての消費者ニーズの的確な把握について」ということで、これが今回の制度の検証のポイントの1つになると思いますけれども、第2回の消費者ヒアリングの結果と併せて、一元化検討の際に実施されたアンケート調査結果が今回資料で出されております。非常に興味深い結果が出ておるとは思いますが、それらの消費者ニーズに関連する議論のところでお話したいと思いますが、こういったものについての分析が欠かせないと思っております。

それから、客観的エビデンスとしては、第3回の事業者ヒアリングあるいは第2回の日生協さんの報告にあったお客様相談の結果も、実は、それほど食品添加物表示に対するニーズがないのだという意味では、しっかりとそれを頭に入れた上で、議論を進めるべきだと思っております。

これも繰り返し主張してきましたが、消費者庁さんでも、行動経済学を活用した消費行動の分析研究が既に行われていると聞いております。こういったものをベースに、全体像の議論では、食品表示部会におきまして、宗林委員さんとか、それから、樋口部会長代理が繰り返し指摘している、実際に消費者がどういった表示を見て商品選択をしているのかと、こういった点も実はこれだけ情報量が氾濫していくと、非常に大切なポイントとなると思いますので、いずれかの時点で、こういうことについてもしっかりと整理していただきたいと思います。

最後は、ちょっと余計な指摘かもしれませんが、「エビデンスに基づいた議論が必要」ということで、これも繰り返し主張しているのですが、食品表示はあくまでも規制行政ということですので、義務表示の拡大につながるような今回見直しがあるのであれば、それは、しっかりと事前評価制度の運用をしていただきたいと思いますし、今年の骨太方針で、最近、政府が推進しているEBPM（参考資料2の一番下に記述）エビデンスに基づくポリシー・メイキングということだと思います。表示の世界でも、こういった科学的なエビデンスに基づいた議論ができるような形で、これから議論を進めていただきたいと思います。

併せて、論点整理に入るのは大事だとは思いますが、先ほど来説明しているこの関係資料についての共通認識をしっかりと確認した上で、論点整理に入っていくべきではないかなと思っております。

以上でございます。

○西島座長 ありがとうございます。

それでは、事務局からの現行添加物の表示制度が消費者の選択のためのものであるといった発言も念頭に置いた上で、事務局提出資料及び上田委員、武石委員の資料について、質問、御意見等がありましたら、挙手をお願いいたします。

どうぞ、有田委員。

○有田委員 上田委員に質問です。

2つあるのですが、1つは、先ほど、5ページの説明をされるときに、「食の安全を脅かす今の表示」、という説明をされました。大体おっしゃっている意味は分かるのですが、しかし、表示がどういう意味で「食の安全を脅かす」とおっしゃっているのか、教えてください。という確認のための質問が1つ。

それから、先ほど、コーデックスも米国も、食品添加物としては扱っていない。海外では農薬として扱っているものを、日本食品添加物協会が添加物としていわゆる農薬も扱っているのかどうかということをお教えください。食品添加物として扱われているものは全て安全であるにも関わらずというお話でしたので確認です。

○西島座長 上田委員、2点についてよろしいでしょうか。

○上田委員 1点目は、もう少し丁寧に言いますと、食の安全に対する正確な考え方を脅かすと、そういう意味でございます。よく学識者の方もこういう表現を使うのですけれども、結局、いろいろな新たなリスクが発生したときに、このような考え方がしっかりしてないと、世の中も混乱しますし、手立ても間違ってしまう、そういうことにつながるのではないかと考えております。

それから、防カビ剤ですけれども、当然、食品添加物として扱われておりますので、それに従って、協会の会員の皆さんに指導をさせていただいております。

○西島座長 よろしいですか。

○有田委員 はい。

○西島座長 ありがとうございます。

ほかに、よろしいでしょうか。

森田委員どうぞ。

○森田委員 論点整理のところの文言のところですが、論点1「一括名表示（簡略名、類別名含む）」とあります。この書き方はおかしいのではないかと思います。一括名表示と、それから、簡略名、類別名は、別の次元のものなので、このような書き方をすると、余計に混乱してしまうのではないかなと思います。

例えば、本日の資料の中でも、参考資料2の1ページに、「食品添加物の表示について」ということで、簡略名、類別名、用途名、類別名、一括名とあります。これは古い資料ですけれども、考え方は変わってないと思いますが、簡略名と類別名は、物質名の代わりに記載をされるものであり、一括名に関しては、物質名の代わりに種類を示すものです。一括名は、「物質名が見えなくなってしまう。」として消費者団体の方のヒアリングの中にも、そこは隠れんぼうしてしまうというお話がありました。そういうものなのですが、それを同じような次元で物質名を「含む」というふうに書いてしまうと、誤解を生むのではないかなと思うので、ここは修正をしていただければなという意見です。

それから、もう一つですが、消費者団体のヒアリング等の意見とか、事業者団体のヒアリング等の意見が、まとめ方がちょっと雑といたしますか、これが代表をする意見なのかなと思います。消費者団体の意見をそのまま読むと、1番目は物質名では分からないが、一

括名は分かりやすい。2番目は相対するもので、一括名は分からないけれども、物質名は、簡略名、類別名廃止というところで、望ましいと。これだと、主な意見は、この一括名表示は、一括名か物質名かどっちかだというような、二択のように見えてしまうのです。が、実際は、一括名で、物質名を全部書く、というような、そういうところでの議論が根底にあったのかなと思います。

例えば本日資料の、消費者意向調査の報告書の中で、アンケートの中にお菓子の一括名を表示をしたものがあります。左側は調味料だけの表示で、右側は調味料でカッコの中に全部開いて物質名が表示してあります。どっちが分かりやすいですかというような、そういう質問が出てきます。これを見ますと、物質名か一括名かということではないです。一括名の表記があって、物質名を更に書いていけばこうなるけれども、どちらがよいですかということ聞いています。これは用途名表示の拡大のようにも見えるわけですが、こちらが分かりやすいと言う人もいましたというような説明もありました。この消費者団体のヒアリングの記述だと、そういう話ではなくて、物質名か一括名かの二択に見えてしまう。確かに、このような意見はあったのですけれども、これだと、一括名はないのに物質名だけあるようなもの、例えば、こんにゃく用凝固剤とかそういう一括名がないようなものに関して、どういう風に扱うのかとか、そういうことになってしまう。今の消費者団体のヒアリングのまとめ方は、全体的な意見を反映していない。

そして、先ほど、五十嵐課長さんがおっしゃっていましたが、一括名では何を使用しているか分からないので、個々の物質名を表示してほしいというような御説明でした。むしろ、そういうことで、一括名では分からないから、括弧して、個々の物質を表示してほしいという風な意見が出たと思うのですが、この書き方は物質名表示で、簡略名・類別名を廃止という、別の次元の話が、また、入ってきているということがあります。

消費者団体ヒアリングの中の意見のまとめをもう少し丁寧にさせていただきたい。事業者団体ヒアリングにおいて、「一括名は分かりやすいので、そのまま残すべき」とありますが、消費者団体の中からもその声はありました。というのは、文字数の関係もあるし、今のままでいいという意見なども、消費者団体からも出ています。

それから、事業者団体のヒアリングでも、「将来的には国際ルールにできるだけ近づけることを意識」とあります。この国際ルールは何を意味しているのか。一括名を減らすことなのか、これから国際ルールの整合化ということが多分論点にはなっていくのでしょうかけれども、このような書き方だとなかなか分かりにくいというところがあります。論点1の整理の仕方をもっと丁寧にさせていただきたいのと、タイトルを変えていただきたいと思います。

論点2もそうで、論点2のところは、用途名表示の拡大という話があったのですが、この書き方だと、消費者団体は「どのような目的で添加物が使用されているのか知りたいのではないかと」の意見があった」とある。これだと、用途名表示の項目を増やしてほしいのか、それとも一括名表示を用途名に移すのかよく見えてこないと思います。ですので、こ

このところも、「どのような目的で添加物を使用されているのか知りたいのではないか」というところから、派生して、用途名表示にどういう意見があったのか。これは論点が進んでからかもしれませんが、この論点のまとめ方は後々ずっと残っていくので、もう少し丁寧にここのところを書き込んでいただければなと思いました。

以上です。

○西島座長 そうしますと、論点の5つについては変更なくてもいいけれども、その個々の文言について、少し修正とか分からないところがあるという理解でよろしいですか。

○森田委員 これも、論点1と2を分けるかどうかというのもリンクしているところもあります。たとえば一括名表示の数を減らすと、用途名を書くというようにところもリンクしている部分も出てくるかと思しますので、分けるのがなかなか難しいと思います。

ただ、添加物の表示の場合は、最初に物質名があって、簡略名と類別名があって、一括名表示、用途名表示があるという風にあると思いますので、そういう意味では、こういう風に一括名と用途名と分けるほうがいいのかなと思ったりもします。ほかの委員の御意見もお聞きしていただければと思います。

○西島座長 そうしますと、事務局に整理していただきました5つの論点は、特に、それは構わない。内容的に修正とか文言変更という理解ですか。それとも、別の論点を入れなければいけないという。

○森田委員 別の論点を入れてほしいということではありません。

○西島座長 分かりました。

○森田委員 あと、1番と2番をくっつけるということは1つ案としてあるかなとも思いますが、ただ、論点1のこの一括名表示の表記をまずは直してほしいというところです。

○西島座長 分かりました。

ほかにありませんか。

どうぞ。

○坂田委員 この5つの論点については、賛同いたしますし、今、森田委員のおっしゃったことはごもっともだと思いますので、ぜひ、一括名表示あるいは用途名表示と簡略名、類別名は分けて、検討をできればいいと思います。

それから、この論点は非常に大事なので、全部この順でやっていくことは賛同できますが、第1回で私が申し上げました、生鮮食品の表示ですけれども、今のところ、一部を除いて、添加物の表示義務はありません。ですから保存料とか酸化防止剤、殺菌剤などが使われていたとしても、消費者が知ることはできない状況になっていますので、生鮮・加工の区別なく表示するよう、ルール改正を検討していくべきだと思います。その点を考慮していただければと思います。

以上です。

○西島座長 分かりました。

ほかにありませんか。

どうぞ、大熊委員。

○大熊委員 今までの経緯の中で、論点に関しての問題はございませんけれども、最終的に一番詰めていただきたいというか、議論していただきたいという点は、「表示の実行者」に対しての議論、つまり、この前の発表いただいた大手事業者様の意見、品質保証部や品質管理室の企業内体制が整えられている事業者の場合、又それ以外の中小事業者、もっと小規模事業者、具体的には、私が地方事業者の支援をしてきたのですが、地方の事業者は、6次化取組に対して一次生産者が商品作りをたくさん始めています。その様な事業者の視点でもこの表示検討を理解していく、そして皆さんの意見も一つ挙げてもらいたいと思います。必ずしも大手事業者に対しての論点だけではない。なおかつ、今の流れの中で、地方支援、地域活性、こういう中で小規模事業者の商品作りがたくさん挙がってきている現状を踏まえ、ぜひ表示検討の論点の中に加えてもらいたいと思います。

○西島座長 ありがとうございます。

ほかはよろしいですか。

どうぞ、武石委員。

○武石委員 これも繰り返しになるのですがけれども、具体的な論点に入るのもいいのですが、今まで提出された資料を基に、現時点で、食品表示全体を見たときに、添加物表示の見直しが本当に喫緊の課題なのかどうかを含めて、消費者ニーズを、ヒアリングも大事ですが、もっときちんとデータを見て、過去のデータも含めて、消費者ヒアリングの結果をちゃんと整理した上で、添加物表示に対するニーズを把握するのと併せて、事業者のお客さま相談あるいは、実行可能性という意味では、今大熊委員がおっしゃったように、中小事業者の方がこれだけの制度改正に本当に対応できるのかといった視点も含めて、しっかりと現状の中で、今、この食品添加物表示について、どれだけのインパクトで見直す必要があるのかということについての、まずは前提の議論をきちんとした上で、個別の議論に入るべきかなと思います。

○西島座長 どうぞ、中垣委員。

○中垣委員 5つの論点で整理されておりますけれども、これ自体について、私としては意見ありません。これでいいのではないかと思います。

一方、今、森田委員がおっしゃった、ここの論点整理ペーパー、資料2の（意見）というところは、どこまで行っても、森田委員がおっしゃっているような形で整理するのはなかなか難しいと思います。一方、また、この資料2は、今後、非常に重要な資料となると思いますので、この（意見）は削除するという形でよろしいのではなからうかと思います。個別の論点をする際に、これまでのヒアリング結果を詳細に出していただければ、こういう一つの意見をつまみ食いしたような形で整理をするのはやめたらどうだろうかというのが、提案の1でございます。

提案の2は、先ほど、大熊委員、武石委員から発言のあった実行可能性、特に、非常に多くの地方の中小企業の方々に御負担をかける実態もある。あるいは、武石委員がおっし

やっていた、表示に対するこれまでのいろいろな調査結果の問題でございますが、これは、個々の論点を議論していく際に、忘れてはいけない視点、検討する際の視点だろうという風に考えております。

と申しますのも、では、添加物表示について議論するか議論しないかみたいな大きなところで議論はできないと思いますので、個々の論点を議論する際に、今、御指摘のあった中小企業者の負担であるとか、あるいは、エビデンス、調査結果であるとかいうのは必ず振り返るといようなことでいかがだろうかと思えます。

最後は、非常につまらないことを申し上げるのですが、この上田委員の提出資料の最後のページ、参考資料（２）に、「学校給食衛生管理基準」がございますが、先ほど、有田委員がおっしゃった、この衛生管理基準の二の「有害」というのは、食品添加物に係るのか食品に係るのかという御質問がございましたけれども、一に、「有害なもの」ということで、有害な食品には触れておりますので、これは明らかに、二の「有害」は添加物に係るのだろうと申し上げたいと思えます。

恐縮でございます。

○西島座長 ありがとうございます。

今の中垣委員の進め方でよろしいでしょうか。

武石委員もよろしいでしょうか。

では、論点といたしましては、今の各委員の意見も入れながら行きたいと思えます。よろしく願います。

それでは、これまでの検討会における御意見と食品一元化検討会の報告書の内容を踏まえ、事務局から、５つの論点（案）をお示しいただきました。

ここで一区切りとしたいと思うのですが、10分ほど休憩を入れたいと思えますが、次の議題に移る前に、各委員の皆様を確認を取らせていただければと思えます。

先ほど、論点について御議論いただいたところですが、論点１の一括名表示の在り方と論点２の用途名表示の在り方については、これまでの検討会において、食品添加物として使用された物質名を知りたい、用途を知りたいという意見、一方で、使用した物質名を書いていても分からないという意見もありました。また、一括名は乳化剤のように用途を示しているの、論点１と２は合せて議論したほうがいいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。１と２を一括して。

もし、よろしければ、１と２を一括して議論をさせていただければと思えます。

よろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、トイレ休憩も併せまして、２時50分まで休憩したいと思えます。

（休 憩）

○西島座長 それでは、再開させていただきたいと思います。

○浦郷委員 全国消団連の浦郷です。

済みません、休憩時間が終わって、これから論点の議論に入るというところで、申し訳ないのですけれども、ちょっと1つ確認をさせていただきます。

先ほど、論点の話のところ、坂田さんから、生鮮食品についての添加物というお話が出てきました。ここについては、新たな論点として加えるのかどうなのかというところを確認したいのです。私、生鮮食品の添加物はあまり詳しくないのですけれども、実際使われている。また、その状況がどうなのかということも含めて、その制度の検討というよりも、現在の状況と表示がどうなっているかというところを整理する意味でも、1つ論点として加えていただいた方がいいのではないかと思います、そういう御意見があったのですけれども、何かそのままスルーしてしまったので、そこをもう一度確認させていただきたいと思います。

○西島座長 その論点にタイトルをつけるとしたら、どのような論点になりますか。

○浦郷委員 生鮮食品に使われている添加物のお話ですよ。そういうことですね。

済みません、坂田さんお願いします。

○西島座長 それでは、坂田委員お願いします。

○坂田委員 全相協の坂田でございます。

実は、実態がよく分からないというのがありますので、まずは、現在の状況、実態を調査、あるいは、添加物協会の方は御存知でしょうか。

○西島座長 上田委員どうぞ。

○上田委員 添加物協会の上田です。

実は、あまりよく分かりません。というのは、元々生鮮食品には原則として食品添加物は使用されない、そういう理解でございまして。協会の会員から問合せがあった場合は、生鮮食品には基本的には使わないことになっている、基準を守らないとだめよと。そういったやり取りが多いので、実態がよく分からないのです。もちろん、使用基準があって使用されているものもありますし、生鮮原料に使用して、加工食品を製造する。そういうケースがあることは承知しているのですけれども。消費者庁の方も恐らく情報が少ないだろうと思います。

○食品表示企画課長 坂田委員がおっしゃったとおり、生鮮食品についてはまずは実態を調査ということで、論点にしないとの理解です。ただ一方で、ルール改正を検討すべきという意見もあったので、この点は、報告書に記録する方向もあると思います。今回、生鮮食品を論点に入れていない一番大きな理由は、本検討会の委員に生鮮を扱う事業者を代表する方がいらっしゃらない、若しくは生鮮食品のことを説明できる委員がいらっしゃらないということです。

それから、今、上田委員からお話があったように、事務局においても、現時点で、生鮮

食品に対する使用実態が把握できていないというところもございます。今回、実態を踏まえた議論がなかなか行にくいということで、今回の論点には入れていないというところもでございます。

○西島座長 坂田委員どうぞ。

○坂田委員 今の御説明はそれなりに理解しますが、先ほど、森田委員からお聞きしたのですけれども、Q&Aの生鮮-7でしたか、そこに、食品添加物を生鮮食品に使用した場合には、表示義務はないのだけれども、なるべく表示することが望ましいと書いてあるので、やはり使用されている実態はあるのだと思いますし、そうであれば、ぜひとも表示をしていただきたいと思います。

実際に商品を見ていて、遠くから運んで来られるのに、どうしてこんなに鮮度がいいのだろうか、事業者のヒアリングのときもちょっと申し上げたのですが、冷凍のエビには添加物が書いてあるのに、解凍して売られているエビには添加物の表示がないというのも不思議なことだと思いましたので、まずは、その実態を明らかにしていただくところからだと思います。

○西島座長 森田委員どうぞ。

○森田委員 森田です。

先ほど休み時間にちょっとお話をしていたのですけれども、生鮮食品に関しては、別表第24で、幾つかの生鮮食品について、個別に添加物の表示が必要なものがルールとしてはあるかと思っています。さっきおっしゃっていたポストハーベスト農薬は、まさに、その1つです。

あと一方で、Q&Aの中にも、生鮮食品に使用される添加物の取扱いがあります。生鮮食品に表示義務があるのでしょうかという間に、「特定のものを使ってはいけないけれども、そうでなくて使うような場合は、表示することが望ましいと考えます」というふうに、Q&Aではなっています。ですから、実際に使われている場面はあるのだろうと。「表示することが望ましい」とあるのであれば、そうではないかと思っています。

生産者の方にちょっとお聞きしたことがあるのですが、例えば、国産のミカンなんかだと、鮮度保持被膜剤のような形で、その後の腐敗とかを防止するようなものを使うということも聞いたことがあります。そのような使い方だと、ある意味海外のものとも使い方は変わらない、農薬ではないですけれども、そういう使い方があるという実態も聞いたことがあります。

ですから、今の生鮮食品の添加物の表示は、モザイクでまだらに個別にやっているような状況で、Q&Aもあるけれども、その部分は整理されていなくて、実態が見えないというところはあるのかなと思います。

一方で、海外で生鮮がどうなっているのかと調べてみたのですけれども、海外で生鮮食品が何か使ったときに、添加物の表示をしなければいけないということは、探しても見つからなかったもので、そこでの整合性も含めて、今回、検討をして、全体的に見直すときに

どういう風になっているのかというのを整理しておくのは、大事なことではないかなと思います。

○西島座長 教えていただきたいのですが、生鮮食品といっても、防カビ剤については表示していますね。あとは、野菜は全部残留しないものではなかったでしょうか。佐藤委員いかがでしたか。生鮮野菜で添加物と言っても、殺菌剤などはかなり使われているけれども、残留しない。

森田委員、私、防カビ剤以外、生鮮食品で残るというのを知らないのですよ。

○森田委員 別表の中には、先ほど先生おっしゃっていたポストハーベットの果物だけではなくて、ほかにも冷凍食品の切り身をした魚介類とかそういうものに、それぞれ定められていますので、そこは消費者庁の方に御説明していただいたほうがいいのかなと思います。

○西島座長 事務局お願いします。

○食品表示企画課課長補佐 事務局、高橋です。

実態としまして、別表第24にあるものにつきましては、もともと食品衛生法の規制と併せて表示規制もなされていったものと考えております。今、森田委員がおっしゃられました生鮮魚介類につきましても、例えば現場で見たものは、生食用のウニなどですと、ミョウバンというものが使われて表示されているものもあります。ですので、生食用魚介類で言えば、当然、腸炎ビブリオとかが一時話題になって、その食中毒防止対策ということで、保存温度の基準だったり、それから、製造加工基準といった、そういったところも規制されていって、その中で表示が義務づけられたものとして位置付けられていると考えております。

そのほかで言うと、例えばですけれども、芽止めのための放射線照射をしたジャガイモについては、添加物の使用実態は正直把握をしてないですけれども、別表第24の添加物の表示規制は、今まであるものについては食品衛生法の規制と併せてなされていったものと理解しております。

以上です。

○西島座長 今、生鮮食品で思い出したのですが、冷凍エビは生鮮食品か分かりませんが、二酸化硫黄を使っていたり、ウニなどがありますが、みな個別で表示はしているようで、生鮮食品全体としては、衛生管理の観点から、殺菌料亜塩素酸水などは使っても最終食品の完成前に分解又は除去することとなっていますね。論点とすべきかどうか、事務局と検討させていただきます。

よろしいですか。

有田委員どうぞ。

○有田委員 論点としなくても、質問が出ましたので、それは回答していただきたいと思います。

先生がおっしゃった今の二酸化硫黄は、黒変防止剤でエビなどに使われているという意

味で理解していいのでしょうか。そういう使い方では、確かにされているとは思いますが、それでも。

それはとりあえず質問として出たということで、回答はあらためて出していただきたいと思います。最終的にこの論点の中に入れるかどうかは別ですが、質問として出たので、受け止めてはほしいと思います。

○西島座長 私の知識が乏しいので、後で、厚労省の中矢補佐にお聞きして、整理したいと思いますので、それでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

佐藤委員どうぞ。

○佐藤委員 佐藤です。

私もちょっと知識は不足なのですが、生鮮食品についての食品添加物の実態について、今どういう状況で、どのように管理されているとか、そういったところをまとめていただいて、ここの報告の中に入れておくと、後で、次に生鮮食品を検討する機会などに役立つのかなと思います。

○西島座長 そうですね。

○食品表示企画課長 御提案ありがとうございます。

生鮮食品の添加物について可能な限り実態を調べて、整理をして、御提出したいと思います。生鮮食品の添加物については、報告書の中にも何らか残していくという整理でやっていきたいと思っています。よろしく願いいたします。

○西島座長 では、論点にするかしないかは、中に入れ込んで検討をするということもありますので、よろしく願いします。

それでは、事務局から、資料3の説明をお願いしたいと思います。

○食品表示企画課課長補佐 資料3を御用意いただきたいと思っています。

ここから各論点について御議論いただくための資料、これから、私の方で説明することになりますけれども、先ほど、大熊委員や武石委員から、論点に入る前に、小規模事業者への負担、そういったことを考慮しようとか、それから、それぞれの消費者ニーズとかそういったところをしっかりと把握した上で、添加物表示の見直し自体を議論するのかどうかというのは、個別の論点に入る前に、全体的な整理というお話もありましたので、少なくとも小規模事業者への負担、そういったところの配慮につきましては、中垣委員からも、ここから議論する上での忘れない事項としていこうというお話もございましたので、そういった留意事項は留意事項として、1枚、次の検討会までに用意しようと思いますので、皆様に御議論いただくときの留意事項として、小規模事業者への配慮、そういったところは留意事項として整理させていただきたいと思っておりますし、あと、消費者のニーズというところがあるのですが、一応資料3の中には盛り込んであるのですが、我々消費者庁で平成29年度に実施しました消費者意向調査ということで、1万人を対象にウェブで行った結果も盛り込んでおりますので、まずは、その資料をベースに御議論いただけ

ればと思っております。

それでは、資料3について、これから御説明させていただきます。

先ほど、検討会における主要な部分の論点は整理されているところですが、これから、委員の皆様にも、各論点について御議論いただくに当たりまして、まず、論点1と2については、一緒に議論をしていこうというところが休憩前に御賛同いただきましたので、その論点1、論点2について、現状の制度だったり、それから、これまでの検討会で挙げた意見、それから、消費者庁の意向調査の結果、こちらはまとめてありますので、これから説明させていただきます。

1枚おめくりください。

まず、1枚目の資料は、第1回の検討会の場でも提出しているものですので、手短にお話しさせていただきます。添加物につきましては、原則として、使用した添加物は物質名で表示していく。ただ、その物質名につきましては、簡略名だったり、類別名、そういったものを使用することは可能ですというほか、一括名で表示が可能だったり、あるいは、用途名を併記するもの、それから、省略が認められるようなもの、そういったものがあるというものを整理した資料となっております。

1枚おめくりください。

こちらは一括名表示に関する資料でして、今、一括名は14種類ありますけれども、食品表示基準や次長通知のほうから引用しているものです。向かって左から、イーストフードという一括名があって、その目的としては、イーストの栄養源として主に使われるもので、こういった物質があるかといいますと、塩化アンモニウムだったり、グルコン酸カリウムだったり、そういった18個の物質があって、そういったものは複数使用した場合であっても、一括名のイーストフードとして表示できますよということを示しているものです。

その下に、ガムベース、かんすい、苦味料、そういったものも、説明としては同じになりますので、ガムベース以下の説明は割愛させていただきます。

1枚おめくりください。

こちらのページも、一括名できるものの続きとなりますので、豆腐用凝固剤から挙げていますけれども、こちらの資料も説明は割愛させていただきます。

1枚おめくりください。

簡略名、類別名について、こちらは次長通知から引用しております。簡略名につきましては、一般的に広く知られている名称として使われるもの。例えば、この表の中で言うと、炭酸水素ナトリウムは重曹として表記することは可能です。また、真ん中の表で見えますと、同種の機能の添加物であれば、ここで言うと、例えば、保存料として使用されるソルビン酸。こちらはソルビン酸とソルビン酸カリウム、ソルビン酸カルシウム、3種類ありますけれども、これらを併用したような場合、ソルビン酸（K、Ca）といった形で表示することができますよということを示しております。

これらのほか物質の化学構造だったり、あるいは、大きなグループですね、野菜だった

ら野菜、果実だったら果実、そういった大きなグループを総称する類別名と言われますけれども、類別名として、果物のカキから抽出した色素をフラボノイド色素と表示したり、あるいは、果実色素といった形で表示することもできるということを示しております。

1枚おめくりください。

こちらの資料は、用途名の併記が必要な添加物を示しております。向かって左側が用途名。例えば甘味料であれば、用途名が甘味料とあって、実際に表示する場合には甘味料と表示する。あるいは、人工甘味料あるいは合成保存料といった表示の仕方が可能です。甘味料に該当するような物質は、サッカリンナトリウムだったり、スクラロースだったり、キシリトール、そういった物質があることを示しております。着色料、保存料、以下同じような説明となりますので、着色料以下は割愛させていただきます。

1枚おめくりください。

こちらの資料にまとめてあるものにつきましては、現行の表示基準があつて、添加物の表示制度。これにつきましては、第1回目の検討会の中で、昭和の時代、それから、平成元年まで、そこまでの添加物表示の規制の経緯を資料としてまとめさせていただきました。その説明の中で、現状の添加物の表示制度は、ほとんどが昭和63年に、検討会の報告書がまとめられているのは昭和62年ですけれども、その報告書の内容がベースとされております。ですので、本日机上に配布させていただきました昭和62年の検討会資料を基にして整理しております。

この資料の中では、順番が物質名表示から始まって、次に簡略名といった形になっておりますので、用途名だったり、一括名がこの後に出てくるので、論点とは順番がちょっとずれてしまうのですけれども、御了承ください。

昭和62年の検討会の資料の中では、「物質名表示」が（1）としてありまして、食品添加物の表示は、その固有の名称を基本とすることが適当。それから、その際、国民の理解が得られやすい表現とすることが重要。固有の名称としては、難解な化学名はなるべく避けて、添加物の一般名若しくは慣用名の物質名によることが適当とされております。

その次に、（2）として、「簡略名」がありまして。その（1）で示した物質名表示を原則としていますけれども、この原則に従って表示していった場合、名称にはつづりの長いものが多かったり、限られた表示可能面積内での見やすさを考慮しましょうと。そういったことから、適切な簡略化された名称を用いることも適当だろうと、報告書の中で示されております。

1枚おめくりください。

先ほどの続きになります。（3）として、「用途名併記」が記載されております。用途名併記につきましては、添加物には、保存だったり酸化防止を目的とするものもあれば、乳化、調味、そういったものを目的とした添加物もあって、添加物自体も多種多様であること。それから、使用した場合であっても、最終製品に効果を示すものがあれば、加工段階で除去されたりとか、後は、ほとんど残存しないもの、そういったものもあると。それ

から、天然に存在しないような物質もあれば、添加しなくても元々の食品に含まれるようなものもある。さらには、添加物の中には、使用量だったり、使用できる対象の食品が制限されているようなものもあると。こういった理由から、表示の必要性が高い8つの用途に使用した添加物については、物質名のほか、用途名の併記が規定される。そういった背景となっております。

それから、その下の(4)「一括名」ですけれども、微量添加される香料だったり、飲み込むことが目的とされていないガムベース、こういったものは複数の組合せによって機能を果たすもの、それから、これらのほか、有機酸だったり、アミノ酸、こういったものは食品の常在成分である場合もあるので、こういった添加物に関しましては、物質名に代えて機能等を一括する名称又は用途名によって表示して差し支えないと整理されております。これをもとに、一括名だったり、用途名の併記、それから、簡略名だったり、類別名が表示できる規定となっております。

1枚おめくりください。

こちらには、先ほどちょっと論点のところ、まとめ方について御指摘がありましたけれども、これまでのヒアリングの中で挙げた意見を議事録から、一括名の表示と用途名の表示について、消費者、事業者から挙げた意見を挙げております。ここにつきまして、例えば、一括名表示でいくと、消費者系の方からは、一括名表示は増粘多糖類の表示のように、物質名が記載されない表示では分からないといった御意見があったり、一方で、表示が多過ぎると安全性に関わる大事なことが埋没してしまうとか、そういった御意見もあつたりしています。

それから、事業者の方からは、限られたスペースの中で消費者が短時間に必要な情報を得ていくには、現行の制度はバランスが取れているだろうと、そういった意見もあつたり、将来的には、国際的な表示のルールも意識といった御意見もありました。

それから、用途名の表示につきましては、消費者になじみのない名称、物質名はそういった名称も多いので、物質名でなく用途名で表示してはどうかといった御意見もあれば、現行の一括名・用途名併記は維持していく、そういった御意見もありました。あとは、現行制度の丁寧なレビュー、検証、そういったところも必要ではないかという御意見も頂いております。

それから、事業者の方からは、一括名表示と同じような意見になる部分もあるのですが、限られたスペースの中で、消費者の方が短時間に必要な情報を得るためには、今の表示制度は優れた表示形式ではないかという御意見を頂いておりますし、一括名の表示と同様、将来的には国際的な表示のルールも意識したほうがいいのかというような御意見も頂いております。

1枚おめくりください。

ここからは、平成29年度に消費者庁で実施しました消費者意向調査の結果の中から一部引用した資料です。9ページの資料につきましては、第1回目の検討会の中でも、事務局

から、お菓子の表示例で、調味料（アミノ酸等）というところを、実際にその物質名で展開した場合に、どちらが見やすい、分かりやすいかという質問を投げかけた結果を示しております。この調査自体はインターネットを使った調査であること。対象は、消費者1万人を対象にしているということで、ウェブが使える人、そういったところはバイアスが出てくることにはなりますけれども、その結果の中では、菓子Aが分かりやすいという方が4割ほどいて、菓子Bを選んだ方は27.4%、どちらとも言えないという方が3割強というような結果となっております。

1枚おめくりください。

先ほど、お菓子の例で比べたものですが、もう少し原材料が増えるような、例えばお弁当のような場合で比較してみたものがこちらの資料となります。弁当Aは現行の表示制度、一括名の表示で行った表示例と、弁当Bは、用途名と物質名のところを全て表示した場合を弁当Bとして示しております。弁当Aと弁当B、どちらが見やすい、分かりやすいですかというような質問について、この意向調査の中では、約45%の方が弁当Aを選んでいて、弁当Bを選んだ方が25%というような状況で、残りの3割の方は、どちらとも言えないというような回答を頂いております。もちろん、見やすさ、分かりやすさ、これにつきましても、資料1-6で、食品表示の全体像のまとめの中でも、見やすさ、分かりやすさについて、科学的根拠に基づく客観的な定義がまだ定められてないということもありますので、個人差もあるところではありますけれども、今回の調査の中では、結果としてこういった数値が現れております。

1枚おめくりください。

先ほどの弁当A、弁当B、どちらが見やすく分かりやすいですかというような質問について、では、何で弁当Aを選んだのか、あるいは、Bを選んだのかということについて理由を聞いたものがこちらの結果となっております。

弁当Aを選ばれた方、物質名で書かれても理解できないというような意見だったり、あとは、余りに詳しくても判断できない、そういった意見も挙げられております。

一方で、弁当Bを選ばれた方は、どのようなものが含まれているか後で調べることができるからとか、気にする人は詳細に書かれている方が安心できるからとか、そういった意見を頂いております。ここに上がっている理由は、おおよそこれまでの検討会で挙げてきた意見と類似している部分もあるのかなと考えております。

1枚おめくりください。

消費者意向調査の中で、用途名の併記について質問をしております。現状、8つの用途に限って、用途名と物質名を併せて表示する、この制度について、全ての添加物について増やしたほうがいいのか、また、全てではないけれども、8つよりは数を増やしたほうがいいのか、あるいは、現状のままでいいのか。あとは、特に気にしていないというような選択肢を作って質問したところ、全ての物質名について用途を併記したほうが分かりやすいと回答された方が22.5%、全てではないけれども、今よりも用途を増やした方がいいので

はないかという方が9.8%。ですので、今よりも増やした方がいいという方向の回答につきましては、3割を少し超える方が今より増やした方がいいのではないかという回答をしております。

一方で、現状のままでよいという方は約25%いて、あとは、取扱いが非常に複雑なのですから、特に気にしていないという回答が、この質問の中では43%と多い結果となっております。

1枚おめくりください。

食品添加物を使用した場合、原則、物質名で表示する、これが原則論になってはいますが、名称につきましては、つづりの長いものが多かったり、表示可能面積が限られている、そういった中で、見やすさも考慮して、一般に分かりやすいような名称、簡略名だったり、類別名というものも使用できるようになっております。それについて質問を投げかけております。一応例示として、物質名で表示した場合、それから、それに対応する簡略名だったり、類別名、例えばサッカリンナトリウムだったら、簡略した場合はナトリウムの部分をNaというアルファベットで表すような、こういった表示例も示した上で、こういったものが見やすいかという質問を投げかけたところ、この調査の中では、簡略名だったり、類別名を選んだ方が45%ほどいたと。そのほか、物質名を選んだ方、それから、物質によるというような回答をされた方も約15%ほど、それぞれいらっしゃいます。それから、現在の表示、こちらを選択された方も2割ほどいるような状況です。

1枚おめくりください。

ここまでは、消費者意向調査の結果を示しておりますけれども、このほか、一括名、用途名のところで、コーデックス一般規格における記載がありますので、こちらを引用して、この資料に提示しております。コーデックスの包装食品の表示に関するこの規格の中では、香料及び着香料、それから、加工でん粉、こういったものはまとめて表示できるという記載もあって、後は、用途名につきましては、機能分類とコーデックスの中では表現されてはいますが、25個に機能分類がされておまして、この中から合致する用途名と物質名を併記するとなっております。また、コーデックスの場合は、物質名の代わりに、識別番号による表示も可能としております。次のページに進んでいただきたいと思います。

番号の表示に関しまして、コーデックスが指定する添加物と我が国で使用可能な添加物が一致していないところもありますので、番号制の話をした場合、コーデックスでは、添加物には国際番号がありますけれども、そのコーデックスの番号を仮に我が国でも使用するという場合には、我が国で使用できる食品添加物全てに対応しているわけではないということを、この中では示しております。例えば、食用の赤色102号は、コーデックスのINS番号はありますが、赤色104号についてはINS番号はないという状況を示しているものです。

以上、論点1と2を併せて御議論していただく上で、参考にしていただければと思います。

事務局からは以上です。

○西島座長 ありがとうございます。

それでは、事務局からの資料の説明も参考に、論点1の一括名表示と論点2の用途名表示について、議論を始めたいと思います。御意見、御質問等がおありの委員におかれましては、挙手をお願いいたします。

どうぞ。

○坂田委員 坂田です。

御意見がないようですので、まず、ちょっと確認させていただきたいのですけれども、論点1では、議論する内容は、一括名表示の中身を表示するかどうかということですよ。

それと、用途名表示は、対象を増やすかどうかということですよ。その辺の確認をさせていただければと思います。

○食品表示企画課課長補佐 一括名表示のところですよけれども、これは、今までの検討会での意見、それから、一元化検討会の中で、一括名表示では分からないというような御意見もありました。それから、一括名をやめて、全部物質名で表示するといった御意見もあったので、その物質名を表示する、一括名をやめる、そういったところも議論となりますし、あとは、現状の方が分かりやすいというような御意見もございましたので、現状維持していくような議論にもなると思います。

それから、論点2の用途名のところですよけれども、使用した添加物の物質名ではなくて、使用した目的が知りたいのではないかとというような御意見もございましたので、その用途を示していくということで、例えば、今、用途名が併記されないような、単純に物質名だけで併記されるようなものもありますので、そういったものを用途名だけで表示するのか、あるいは、用途名を併記して表示するのかといったことを議論していただくことになるかと考えております。

○坂田委員 もう一点確認させていただきたいのは、表示の在り方を考えるに当たって、それは容器包装上の表示に対してどうするかということでしょうか。

それとも、そこは優先順位を付けた上で、例えばウェブなどの伝達方法や、ほかの媒体での伝達方法についても検討をするということでしょうか。

○西島座長 では、事務局からお答えしていただきます。

○食品表示企画課課長補佐 容器包装に表示するというのを議論していただきたいと思えます。

○西島座長 どうぞ。

○武石委員 容器包装ということで考えるのであれば、先ほど来主張しておりますとおり、全体像の議論、あるいは、これまでの一元化の取りまとめの中で、義務表示につきましては、ほぼスペース的には限界ではないかといったことと併せて考えると、用途名を併記したり、あるいは、一括名をばらして書くことになると、物理的に容器包装上にスペースが必要になりますので、そういった点についてどう考えるかというのが非常に大きなポイント

トだと思えますし、あと、事業者だけの立場から言いますと、事業者ヒアリングからは、基本的には、現行制度が望ましい。特段、問題点について、お客様からの問合せが若干ありますが、例えば、どんなものが使われていますかみたいな、具体的な添加物の中身ですね。そういったお問合せはありますが、そのお問合せ自体もお客様相談の中での率は低いといった状況もございますので、そういった点も含めて考えると、基本的には現行維持であるべきではないかなと考えております。

○西島座長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

有田委員どうぞ。

○有田委員 先ほどから、中小事業者の方の今後の課題なども御意見が出ています。論点1、2で議論してくださいと言われて非常に難しいのは、現在の国際的な状況などの関係もあるからです。国は、国際的なコーデックスの議論の場に加わっています。そこには、消費者庁、農水省、厚労省も関わっています。他国とは違った日本独自の問題などもあると思いますが、できることならコーデックスの国際基準に合わせていくべきだと考えています。そもそもコーデックス国際基準に合わせたところから、どう考えるのかということで議論しないと議論は進みません。現行でいいという意見、アンケートの結果などでは、消費者がそれで十分満足しているのに変えることはないという確認を行うだけの委員会としか受け止められず、議論を行うのは非常に難しいと思います。

論点1、2からという事でしたが、意見が出ないようですので、後段の議論についても意見を申し上げておきます。「強調表示」については、大方の意見は認めるべきではないということだったと思うのですね。ただ、エビデンスというか科学的に証明ができる、使用していないという証明ができれば、「強調表示」は行ってもいいと私は思っています。

それはなぜかといいますと、先ほど、中小や6次産業は大変であるという意見が出ましたが、地元のパン屋さん、小さな工場で作っているところは、努力をして、大量に全国に配送しない代わりに、「無添加」の強調表示をパッケージに書いて売っているところもあるわけですね。そういう現状もありますので、そこを強制的に法律で禁止するのは、大量生産をしないで生産をしている小規模事業者、それから、農水省の関係になりますが、6次産業で地方の方たちが努力してもの作りをして無添加を売りにしているところ等を規制してしまうのはいかなものかだと思います。その場で消費してもらう物、工夫をしているところ等、添加物が毒だということではなくて、いわゆる食品添加物を使わなくても済む物、すぐ消費してもらう物などもありますので、添加物が毒だと思われるからという理由で、科学的に証明できるものまで強調表示が禁止されるべきでは無いという考えです。ちょっと論点1、2からは外れるのですが、そういうことも思っていますということを、先に発言しておきます。

○西島座長 それは、論点3のほうの無添加でお願いします。

○有田委員 はい。

○西島座長 何かありませんでしょうか。

森田委員どうぞ。

○森田委員 論点1、2に関して、コーデックスの基準を参考にするべきというような御意見だったり、それから、国際化も視野に入れてというような意見が、消費者の側からも事業者の側からも聞かれたということを考えると、では、それは可能かどうかということここでは検討をしておくべきだと思います。

事業者の実行可能性とは、また、別に、事業者の方から聞かれたのは、例えば、輸出をするときに、余りにも日本の添加物の制度が違っていたりするということでした。それは、表示とは、また、違う問題かもしれません。結局、各国の表示規制に沿って表示を作らなくてはいけないので、日本の制度をコーデックスに合わせるということではないのかもしれませんが、それにしても、余りにも日本の添加物の表示が国際的に違っているというようなことがあったりすると、それがどうしてできないのかというところを検討するというのが1つはあると思います。コーデックスの一括名表示名を本日も参考資料にありましたが、日本のものと紐づけると、恐らく紐づけられないものがたくさん出てくだろうと、そういう風な実態を見せていただかないと、なぜできないのかということが分からず、議論が進まないと思います。

また、もう一つは、今ある一括名のもので、物質をきちんと書くことができるものがあるかどうかということです。ヒアリングの中で、生協さんが、確か増粘多糖類と調味料に関して、組合員さんの関心が高いものを少し開いて、中の情報を詳しくやっているというような試みが紹介されていました。今は、結局やれてないという御説明でしたけれども、今ある一括名の中で、用途名に拡大できるものがあるのかどうか。ないのかもしれませんが、そのときに、一括名はどういうルールで作られているのか。そこの整理も30年前の整理と、また、違ってきているかと思しますので、そこも、改めて、見ることも大事なかなと思います。

それから、3点目は、物質名だけあって一括名にないものがあると思います。そういうものがどのぐらいあるのか。例えば、こんにやくに使うときの水酸化カルシウムは、こんにやく用だけの凝固剤としてあるわけですが、それを全部一括名をつけていくと、こんにやくはこの用途、全部用途を付けていくことができるのかどうか。そういうことも含めて、今ある、一括名にも用途名にも入らない物質名だけの添加物で、今、物質名だけで現在に表示されているものが、実際に用途名を併記するとしたら、どのようになっていくのか。実際にどのぐらいの量があるのか。それから、1つのもので2つの用途があるものもあるかもしれませんので、そういう困難性もあるかもしれないです。そういうところを一つ一つ明らかにしていきながら、実際に、一括名の物質を開いていくことができるのかどうかということ、そこの課題が何なのかというのを検討してもらいたいと思います。

あと、もう一つ、番号制度ですけれども、番号制度がヒアリングでも全然なかったのですが、番号制は、今、アジアに行ってもINS番号を見かけますし、ヨーロッパに行っても、

E番号というのがずっと定着しています。添加物の番号が例えば300番台は何とか、100番台は何とかという風な、そういうものが国際的にはそれがあるのに日本はない。アメリカは、また、全然違うルールで動いていますけれども、そういうところでも実際に番号制度を導入したらどうなるか。これは、もしかしたら、消費者の人はこんな番号なんか見たくないよという話になるかもしれません。「食品表示の全体像」の議論のように、ウェブは難しいということのようになるかもしれませんけれども、では、番号がどうなのかということも含めて、そこは広く検討をして、できるのかどうか。事業者の方は実行可能性とおっしゃいますけれども、では、実際にどのぐらい大変なのかということも見えないと、ちょっと分かりにくいのかなと思いました。

○西島座長 同じ物質でもいろいろな働きをする場合がありますね。難しいですね。やってみなければ分からないですが。一個だけの用途だったらいいのですが、入れるといろいろないいことがでてくるというのものもあるでしょう。

○森田委員 でも、海外は、ヨーロッパなんかはそれを用途名で全部用途を付けて併記しているわけですよね。でも、実はEUもいろいろな問題を抱えているかもしれないし、アメリカはもう完全に物質名でば一つと出しているのでも全部見えますよね。そういうところも含めて、ヨーロッパとアメリカは全然違いますけれども、実際にどうなのか。本当に一つの物質でたくさんの用途があるものがどのぐらいあるのかもよく分からないような状況なので調べていただくことができればなと思います。

○西島座長 上田委員、何か御意見ありますか。

○上田委員 上田です。

私の調べた限りでは、コーデックスで1つの物質で10個の用途名を持っている例があります。表示の際には、恐らく苦勞をしていると思います。

○森田委員 どうやって用途を表示するのですか。

○上田委員 平たく言うと、物質名、番号とその用途の候補と、それから、使用できる食品が使用基準表の中に収まっているので、何とかそれをつなぎ合わせて表示できるようにコーデックスではなっている。ただ、先進国でコーデックスどおりの食品添加物制度を採用している国はほとんどないです。皆、それぞれ工夫して、融通を効かせているというか、柔軟さを持っていると捉えております。

これはエビデンスをもって話さなければいけないのですけれども、日本もある意味では持っていますが、協会の解釈では、過去の共同会議の結果にあったように、コーデックスと大きく考え方が離れているということではないと思っています。森田さんの御意見もごもっともだと思います。

○西島座長 稲見委員、論点のところでは何か御意見はありますか。

○稲見委員 私ども自治体は、制度が出来上がったものをしっかり運用していくという立場でございますので、この議論は非常に入りにくいところがございますけれども、現状を申し上げますと、私どもは行政として、表示の適正性というか、正しいか間違っているか

を判断するような試験等を行うのですが、今のところ、現行制度で非常に困ったというような事例もほとんどないという状況でございます。

また、東京都に対しまして、添加物表示に関するお問合せも非常に少ないという状況でございますので、制度を大きく変更しなければならない必要性はあまり感じていないところでございます。

ちょっとつけ加えさせていただきますと、机上配布のありました昭和62年の報告書に基づき、大体の添加物表示の制度が出来上がっているようでございまして、その後、いろいろな議論があって、今もあまり変わってないという状況を見ますと、そんなに変わっていく必要もないのかなと考えております。もし、変えるのであれば、昭和62年当時の議論のときの状況から変わったようなところを検討し、制度を変えていくという考え方もいいのかなとは考えています。

○西島座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○浦郷委員 全国消団連の浦郷です。

消費者団体としては、ヒアリングのときにもいろいろな意見が出ておりました。本当に真逆の意見も出ておりました。本当に様々な意見があるということで、私どもの会員団体の中でも、一括名表示でよい、現状のままでいい、そのほうが分かりやすくいいという意見と、いやいや、一括名表示ではなくて物質名表記を望む、そういう意見、両方あります。

両方ありますので、私どもとしては、今のところ、どちらとも言えないという感じなのですけれども、大事なところは、容器包装への表示は、安全性のところを最優先であるということで、アレルギー表示などの安全に関わる表示のスペースは十分確保しておかなければいけない。だから、一括表示の中のスペースを考えると、そのスペースには限りがあるということなので、ほかの表示事項とのバランスを考えるべきなのかなと思います。そう考えると、武石委員がずっと言われていたように、まず全体のところを考えてというところもあるのかなと思います。

また、今回も意見書を出されていまして上田委員とか武石委員のところにもあるように、現行の表示制度のところですね。消費者に理解されていないという、そういう問題点もちょっとあるとは思いますが、でも、今の表示で、何か特に問題が起きているわけでもなく、一定定着しているのかなということも思われますので、そこを、現在の制度のところをきちんと検証していくことが必要だと思います。そういうのをきちんとやってからの議論かなというのも思っているところです。

○西島座長 有田委員どうぞ。

○有田委員 主婦連の有田です。意見が出ないようですので発言させていただきます。先ほど、議論がし難いということを申し上げました。私は、この場ではありませんが、消費者庁の方にコーデックスに当てはめた表示を具体的に書いて提案していただきと何度か申し上げました。今回、森田さんがおっしゃった意見に賛成いたします。結果、もちろんで

きないということが明らかになれば、では、どうしたらいいかと議論ができます。この見直しは、今後もこのままで良いのかということがあり、議論をしているのだという風に理解をしております。変えていくべきところがあれば変えていくべきというような議論になりませんと、行ったことが無駄になると思っています。本日、論点1と論点2のところだけで御意見をというふうに座長はおっしゃったのですが、先走って、3を言ってしまいました。それは、先ほどそこに関する意見が出ましたので、それに関しての考えを先に申し上げました。

そういうことで、議論が本当にし難いです。この論点1と論点2で、どうしたらいいですかと聞かれましても、この委員会も両論併記で、結論が出ないまま終わるような気がしています。議論がしやすい状況をどうしたら作れるかという、納得のいくような整理の仕方と進行をしていただければ議論が行いやすいと思います。この資料が悪いと言っているわけではないのです。本当にいろいろ整理をしていただき、事前にこれでよろしいですかとも聞かれましたのに、その時に申しあげるべきでした。申し訳ないです。

座長は時間の中でまとめていく苦勞をされているのは十分分かっているのですが、委員から出ました資料などの要望を確認して、受け入れていただいたのかどうか理解できるようにしてください。論点1、2がこれで終了したのか継続なのかも分かりませんので、理解できるように確認を行っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○西島座長 森田委員、個人的な質問で申し訳ないのですが、私、かなり偏差値の高い国立大学とか私立大学で食品衛生を教えていたのですが、添加物のところで物質名を言ってもなかなか覚えてくれないのですよ。8品目ぐらいですと強制的に覚えさせます。「国家試験に出るから」とか言って。ところが、物質名が書いてあっても、それがどういったものなのかについてなど、かなり偏差値の高い大学生のレベルでもきついのですよね。

そこで質問をしたいのですが、一般の方などに、講演とか何かをされて、そこら辺はどうお感じになっていますか。

○森田委員 それは、まさに、本日の資料の中で、お弁当の表示で物質名を書いてくださいと言う人と、いやいや、物質名は要らないのですという人の意見に分かれることに現れていると思います。物質名を書いてもらいたい人は、情報が開示されているということの信頼感があるのですね。つまり、お菓子もそうですけれども、どう見ても分かりやすいという風には見えない、ぱっと見たら文字も多いですから。それでも、両方とも4分の1の方が「分かりやすい」と答えているのは、情報が開示されていることの安心感だと思います。

ここでいろいろ見ると、後から調べるからとか、何かあったときに調べられるからという意見もあります。だから、例えば海外でも、番号制度でも、後から、自分がこの三百何番はやめておこうとかそういうことが分かって、情報開示されていることの安心感があるのだと思います。

アメリカは全部物質名で、アメリカの方々が分かるのかという問題はありますよね。文

字も小さいです。でも、全部書きますよね。だから、恐らく書いてあることの中身というよりも、情報が開示されていることに対する信頼感があるのではないかと思います。

そうであれば、どうしてそれが難しいのか。事業者の方々は確かに負担も重くて、お弁当なんかも多分中身が見えないぐらいになって見づらくしてしまうかもしれないけれども、それでも書くのであれば、例えば番号制にするとか、インターネットとか、何らかのやり方がもし検討できるならしてみる。けれども、それ以前に、先ほどおっしゃったように、1つの物質名でいろいろな用途があるとかそういうことになるとやはりできない。できないという困難性はいろいろな理由があると思うので、そこを整理してもらいたい。情報は開示することと、それと引きかえに、どれだけの規制の影響があるのか、ということ整理してもらいたいなというふうな気持ちがあります。

○西島座長 そうすると、安心感ということであると、限られたスペースでどこまで安心感を補填できるかというのは非常に難しく、もっと議論が必要ですね。

有田委員どうぞ。

○有田委員 有田です。

知る権利は、消費者庁のウェブサイトにも書いてあると思いますが、そういう意味では、安心感だけではなくて、最初にここに参加した第1回でそれぞれの委員の思いや関わりの話をさせていただいたときにお話しましたが「消費者の権利」の知る権利という視点もあると思うのですね。そこをどれぐらいの消費者が求めているかというのは、パーセンテージでは出せませんが。それから、座長は偏差値の高い学生がなかなか覚えなとおっしゃいました。興味のないことはいくら偏差値が高くても覚えませんということだけはお伝えしておきます。

○西島座長 中垣委員どうぞ。

○中垣委員 中垣でございます。

恐らく多くの委員が共通して思っているのは、議論しづらいよね、材料に欠けているよねということだろうと思いますし、森田さんがいろいろ指摘されると、そうだよなとうなずくのですが、一方において、では、森田さんの御指摘、提起された点について調べようと思うと、これは事務局が必死になってやったところで、一朝一夕にできるようなものではなくて、いわゆるアカデミックな研究みたいなものを推進することが今後の議論がなるのではないかと思います。

例えば、こういう検討会を5年後にやっても、今と同じ状態が想定されるわけですが、そうではなくて、その間に、森田さんが指摘されたようなことについて、いろいろなデータを積み重ねて、それに対する消費者の意向も調査をして、ディスカッションをしていかないと、今のままでは議論がしづらいという、一点に尽きてしまうのかなと思います。それがまず1つです。

もう一つは、資料3の1ページのちょうど真ん中に、「一括名で表示可」のところを見ても、下線部で「次長通知において列挙した添加物を」と書いてありますので、こ

れは一括名で表示できる添加物は範囲が限定されている。この添加物、この添加物ということとは次長通知で決められている。

となると、例えば乳化剤で、新しい添加物が指定されたということになると、自動的に一括名になるわけではなくて、この次長通知を改正することになるのだろうと思うのですが、そういったルールは明記されているのでしょうか。要するに、ルールの問題として、ルールが不透明ではないかと若干気がしているのですけれども、乳化剤という一つの抽象概念的な範囲で定められているのであれば、そこに自動的に入りますよという説明もあるのかなとも思うのですが、ここで、次長通知で定められているということは、限定列挙されている。それに対して、その分野に新しいものが入ってきたときはどうなるのか。そのルールは明記されているのかという点について教えていただければと思います。

○食品表示企画課課長補佐 事務局高橋です。

明記されているか否かということに関して言えば、明記はされていません。

○西島座長 あとは、特にございませんでしょうか。

再度、御意見という方がなければ、本日はここで閉めさせていただきたいと思います。座長の取りまとめといたしましては、本日の検討会で、これまでの議論を整理した上で、5つの論点に整理することができました。

先ほどの生鮮食品ですが、事務局で実態を調べて、御提示するというようにさせていただきたいと思います。

一通り確認できましたけれども、意見集約は、各論点の意見聴取を終えた後の全体の討議の中で行うこととさせていただきたいと思います。論点1、2について、追加御意見等がある場合は、この意見集約の機会までに、意見書として提出していただきたいと思います。

なお、意見集約の機会は、検討会の進行状況を踏まえて、改めて、連絡させていただきます。

また、本日、各委員より御発言のあった内容については、事務局で整理していただくことといたします。

次回は、論点3を主として検討を進めたいと思います。

委員の皆様におかれましては、本日も活発な御意見をいただき、ありがとうございます。

あと、どうしても言い足りないという方がいなければ、ここで閉めたいと思いますので、次回も、引き続き、各委員におかれましては、活発な御議論をお願いいたします。

それでは、以上で、本日の議事は終了させていただきます。最後に事務局から、今後の日程等について連絡をお願いします。

○食品表示企画課課長補佐 次回の日程をお話させていただく前に一点補足説明させていただきます。先ほど森田委員から議論を行うに当たっての資料の不足について御指摘をいただきました。今、物質名だけで表示されていて、その用途が分からないようなもの、そ

ういったものは今ある次長通知の記載内容から、できるだけ整理して、次回以降の検討会に出せればと思っていますので、また御意見をいただけたらと思います。

次回の日程につきましては、9月20日、場所は同じくこちらの会場となりますので、よろしく願いいたします。

○西島座長 どうもありがとうございました。